

平成28年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	-----	1
2	審査の方法	-----	1
3	審査の結果及び意見	-----	2
	(1) 審査の結果	-----	2
	(2) 意見	-----	6
4	決算の概要	-----	16
5	決算参考資料	-----	19
	(1) 一般会計		
	ア 款別歳入額	-----	19
	イ 県税税目別課税収入状況	-----	20
	ウ 県税以外の収入未済状況	-----	21
	エ 款別歳出額	-----	23
	オ 前年度からの繰越額一覧表	-----	24
	カ 翌年度への繰越額一覧表	-----	25
	キ 四半期別資金の状況調	-----	27
	(2) 特別会計		
	ア 会計別歳入額	-----	29
	イ 会計別歳出額	-----	30
	ウ 収入未済状況	-----	31
	エ 前年度からの繰越額一覧表	-----	32
	オ 翌年度への繰越額一覧表	-----	32
	カ 四半期別資金の状況調	-----	33
	(3) 財産等		
	ア 公有財産	-----	35
	イ 重要物品	-----	37
	ウ 債務保証及び損失補償	-----	37
	エ 債権	-----	37
	オ 基金	-----	41
	カ 県債	-----	44

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	-----	47
2	審査の方法	-----	47
3	運用の状況	-----	48
	(1) 土地基金	-----	48
	(2) 企業立地資金貸付基金	-----	49
	(3) 美術品取得基金	-----	50
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	51
4	審査の結果及び意見	-----	52

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	-----	53
2	審査の方法	-----	53
3	審査の結果及び意見	-----	54

〈参考〉	前年度意見に対する執行部の対応状況	-----	59
------	-------------------	-------	----

宮 監 委 第 5 6 号

平成 2 9 年 9 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

平成 2 8 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された平成 2 8 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成 2 8 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

平成29年7月10日審査に付された平成28年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県中小企業高度化資金特別会計決算
- (5) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (6) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (7) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県県有林特別会計決算
- (9) 宮城県土地取得特別会計決算
- (10) 宮城県土地区画整理事業特別会計決算
- (11) 宮城県流域下水道事業特別会計決算
- (12) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行われた定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

平成 28 年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

なお、歳出予算の執行に関し、民生費において、項間流用が認められた。今後このような事案が生じないように、的確に対応されたい。

[収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、41 億 8,139 万 8,228 円と前年度を 5 億 9,811 万 6,973 円（12.5%）下回り大幅に縮減されている。しかし、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む。)]

現年度分	1,604,680,723 円	(1,735,423,962 円)
過年度分	2,576,717,505 円	(3,044,091,239 円)
合 計	4,181,398,228 円	(4,779,515,201 円) * () 内の数字は、平成 27 年度決算額を表す。以下同じ。

- ② 県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）、特別納付金、県営住宅使用料、生活保護扶助費返還金など一般会計及び特別会計の合計で 21 億 6,867 万 6,544 円と前年度を 25 万 8,680 円（0.0 %）上回った。これは、違約金や改善資金貸付金などの収入未済額が減少した一方で、補助金等精算返還金や特別納付金などの収入未済額が増加したことによるものである。収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

○返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）に係る収入未済額 【経済商工観光総務課・企業復興支援室】

現年度分	5,361,111 円	(16,822,765 円)
過年度分	624,132,558 円	(624,132,558 円)
合 計	629,493,669 円	(640,955,323 円)

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	28,710,603 円	（ 64,654,681 円）
過年度分	608,266,133 円	（544,453,759 円）
合 計	636,976,736 円	（609,108,440 円）

○県営住宅使用料に係る収入未済額 【住宅課】

現年度分	19,723,719 円	（ 15,141,480 円）
過年度分	29,704,018 円	（ 35,612,802 円）
合 計	49,427,737 円	（ 50,754,282 円）

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【各保健福祉事務所（地域事務所を除く。）】

現年度分	14,523,748 円	（ 23,405,496 円）
過年度分	86,281,460 円	（ 77,035,513 円）
合 計	100,805,208 円	（100,441,009 円）

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入未済額 【子育て支援課，各保健福祉事務所（地域事務所を含む。）】

現年度分	11,418,479 円	（ 12,305,948 円）
過年度分	81,540,568 円	（ 83,673,066 円）
合 計	92,959,047 円	（ 95,979,014 円）

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金に係る収入未済額 【高校教育課】

現年度分	75,275,305 円	（ 69,198,456 円）
過年度分	130,011,143 円	（ 89,517,912 円）
合 計	205,286,448 円	（158,716,368 円）

○補助金等精算返還金（産業廃棄物再資源化・再生資源利活用設備等整備事業費補助金等）に係る収入未済額 【環境政策課・再生可能エネルギー室】

現年度分	0 円	（ 36,118,000 円）
過年度分	36,118,000 円	（ 0 円）
合 計	36,118,000 円	（ 36,118,000 円）

○損害賠償金（交通信号機等の損壊）に係る収入未済額 【警察本部】

現年度分	2,278,800 円	（ 2,842,560 円）
過年度分	20,064,744 円	（ 17,668,184 円）
合 計	22,343,544 円	（ 20,510,744 円）

○補助金等精算返還金（雇用維持奨励金）及び過誤払返納金（事業復興型雇用創出助成金）に係る収入未済額 【雇用対策課】

現年度分	77,430,000 円	（ 5,061,000 円）
過年度分	5,599,938 円	（ 588,938 円）
合 計	83,029,938 円	（ 5,649,938 円）

○違約金（林業・木材産業改善資金貸付金）に係る収入未済額 【農林水産経営支援課】

現年度分	8,917,407 円	（ 0 円）
過年度分	0 円	（ 0 円）
合 計	8,917,407 円	（ 0 円）

○その他の収入未済額

現年度分	26,484,285 円	（ 35,911,548 円）
過年度分	482,120,973 円	（510,743,698 円）
合 計	508,605,258 円	（546,655,246 円）

③ 使用料及び雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延があったもの：【東部地方振興事務所登米地域事務所】

○行政財産の使用許可に係る使用料及び雑費において、調定遅延があったもの：【仙台塩釜港湾事務所】

○教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延があったもの：【仙台第一高等学校】

○通勤手当の返納に係る雑入において、調定遅延があったもの：【人事課，国際経済・交流課】

[予算関係事務]

① 予算執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○歳出予算について、「各項の間」の流用があったもの及び補正予算への増額計上を、失念したもの：【障害福祉課】

[支出関係事務]

- ① 報酬，賃金及び報償費において，支払遅延及び支給金額の誤りが認められたので，今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 賃金について，支払遅延があったもの：【東部保健福祉事務所，仙台家畜保健衛生所，利府高等学校，仙台北警察署】
 - 報酬について，支払遅延があったもの：【中新田高等学校】

- ② 需用費において，支払遅延による遅収加算金の発生が認められたので，今後再発しないように対策を講じられたい。
 - ガス料金の支払遅延について，遅収加算金を支払ったもの：【気仙沼保健福祉事務所】

- ③ 補助金の実績報告において，不適正な取扱いが認められたので，今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 実績報告書の提出が遅れたため，返還金が発生しているにもかかわらず，会計年度内の精算が行われなかったもの：【警察本部】

(2) 意見

「宮城県震災復興計画」の再生期（平成 26～29 年度）の 3 年目である平成 28 年度は、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に基づき復興関連事業などが実施された。これらの事務事業の実施状況について、付託された平成 28 年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 財政の運営について

・本県の財政状況及び財政運営の考え方

平成 28 年度の国内経済は、緩やかな回復基調が続き、輸出や個人消費に持ち直しの動きが見られたほか、雇用環境の改善や所得の増加により名目 GDP 及び実質 GDP ともにプラス成長となった。

本県経済は、震災復興需要に支えられ、平成 26 年から緩やかな回復基調となり、平成 28 年の鉱工業生産指数は、前年比 15.6 % の増加となる 104.6 と持ち直しているほか、新設住宅着工戸数、公共工事請負金額とも前年に比べ減少傾向にあるものの、高水準で推移した。また、平成 28 年の有効求人倍率は、1.46 倍で前年から 0.13 ポイント上昇し、5 年連続で 1 倍を超える一方、個人消費（百貨店・スーパー販売額）は、前年比減少に転ずるなど足踏み状態となった。

このような中で、本県の財政状況は、給与所得の伸びや企業業績の回復を受け、県税収入が引き続き順調な伸びを示し東日本大震災以前を上回る水準になったほか、県債残高も引き続き減少している。一方で、経常収支比率は依然として 90 % を超える高い水準で推移しており、財政の硬直化が常態化しつつある。

東日本大震災からの復旧・復興が県政の最重要課題である本県では、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26～29 年度）【平成 29 年度版】」に基づく、『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』による先進的な地域づくりに取り組むほか、少子高齢化や人口減少社会への対応なども喫緊の課題である。

これらの行政課題に的確に対応するため、引き続き、徹底した歳入確保と事務・事業の効率的な実施に努め、財政の健全化と持続可能な財政運営を実現し、赤字団体又は財政再生団体への転落回避の取組を継続されたい。

・平成 28 年度の歳入歳出、県債及び基金の状況

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は 1 兆 7,398 億 1,043 万 5,899 円で、前年度と比較し 927 億 8,228 万 6,420 円 (5.1%) の減少となり、歳出決算額は 1 兆 6,165 億 2,775 万 7,096 円で、前年度と比較し 795 億 8,553 万 2,561 円 (4.7%) の減少となった。したがって、歳入歳出差引額(形式収支額)は 1,232 億 8,267 万 8,803 円の黒字となったが、前年度と比較すると 131 億 9,675 万 3,859 円 (9.7%) の減少となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,058 億 1,076 万 1,299 円を控除した実質収支額は 174 億 7,191 万 7,504 円で、このうち一般会計の実質収支額は 152 億 65 万 7,932 円の黒字となり、前年度と比較すると 26 億 8,645 万 3,055 円 (15.0%) の減少となった。

県債残高は 1 兆 7,045 億 8,088 万 1,084 円で、前年度と比較すると 170 億 3,988 万 1,962 円 (1.0 %) の減少で、3 年連続の減少となった。

財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は 1,113 億 621 万 1,148 円となり、前年度と比較すると 51 億 8,771 万 3,699 円 (4.9 %) 増加した。

以上のように、実質収支額(一般会計)は黒字を計上しているものの、2 年連続で前年度より減少していること、実質収支額の中には、翌年度以降に返還することが予定されている震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれていること、また、財政調整基金については、減少傾向にあることに留意する必要がある。したがって、引き続きこのような財政の現状と今後の見通しについて県民に十分に説明するように努められたい。

なお、県が保有する基金の状況は、平成 28 年度末において 43 基金、現在高総額 3,909 億 7,763 万 5,412 円であり、前年度と比べ 2 基金が解散、現在高で 538 億 4,173 万 9,957 円の減少となっている。これら基金は、将来実施する事業等の財源としてあらかじめ積み立てたものであるため、引き続き、適切な管理・執行に努められたい。

・財政運営の留意点

県の財政状況を表す主な財政指標のうち実質公債費比率は、3 か年平均の県債の元利償還金等が増加したことなどから 14.9 % とな

り、前年度と比較し微増した。一方、将来負担比率は、県債残高が減少したことなどから 169.9 %となり、前年度と比較し微減した。これらの数値は、いずれも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定めている健全な範囲にあるが、実質公債費比率は上昇傾向にあることや、財政の硬直化の課題があることとを踏まえ、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

東日本大震災に係る各種インフラ等のハード面の整備は、概ね順調に進んでいる。震災直後、約 2 倍に増加した県予算は、復旧・復興事業の進捗に伴い、徐々に減少している状況である。復旧・復興事業については、平成 28 年度から一部の事業において自治体負担が導入されたものの、引き続き、国からの特別な財政上の支援の下で実施されてきた。今後は、復旧・復興事業を確実に執行しつつ復興期間経過後の財政状況も念頭に置きながら、より効果的・効率的な財政運営に努められたい。

・ 統一的な基準による地方公会計制度への対応

平成 28 年度における統一的な基準による地方公会計に係る本県の取組については、職員に対する複式簿記基礎研修や、財務書類等の作成に向けた試行作業などが計画どおり進められたところであり、平成 29 年度に予定している平成 28 年度決算に基づく財務書類等の公表に向け、着実に準備を進められたい。

統一的な基準による地方公会計制度では、これまで公有財産台帳に計上されてこなかった道路や河川などの公共用財産についても固定資産台帳が作成され、資産計上されることや、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書など財務書類等が作成されることから、ストック情報も含めた資産、負債及び純資産の状況把握が容易になる。さらに、部局などの組織、事業や施設といったセグメント単位での財務書類等の作成が進めば、セグメントごとの行政サービスに要するフルコスト（これまで算入されなかった人件費や事務費などを含めたコスト）や投資効果などの分析が可能となるメリットもある。よって、こうしたメリットを念頭に、この制度の運用及び具体的な活用策について引き続き検討を進められたい。

財務書類等の正確性が担保される必要があることから、それら書類等の作成に当たっては、担当者はもとより、決裁権者においても地方公会計に関する知識が求められるため、決裁権を有する管理者も含めた研修の充実について検討願いたい。

さらに、統一的な基準による地方公会計制度で導入される複式簿記による仕訳は、取得資産の台帳への計上漏れなどを防ぐことな

ども含め、会計事務の誤りを防止するのに有効な仕組みでもある。本県では、財務会計など各種システム上の制約などもあり、期末一括仕訳を導入することとしているが、期末一括仕訳では、膨大な量の仕訳作業が集中することや、財務書類の作成に期間を要するなどの課題が考えられる。一方、日々仕訳では、案件ごとに仕訳を行うことで、業務を平準化できること、日々の財務情報を把握できることや職員の経営感覚の向上にも寄与することなどのメリットがあり、国でも、導入が望ましいとしている。よって、財務書類等の有効活用の観点も踏まえ、各種システムの改修なども念頭に、日々仕訳の導入について検討を進められたい。

・行財政改革

平成28年3月に『「県政の質の向上」の追求』を基本理念とする「宮城県行政改革・行政運営プログラム」の中間見直しを実施し、「復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり」や「持続可能な財政運営の確立」を改革の柱に取り組んでいるところである。今後ともこの計画に基づき、継続的な行政改革に向けた取組に努められたい。

公社等の外郭団体の改革については、「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく取組を実施し、公社等への県の関与の適正化、自立的運営を促進してきたところである。昨年度の財政的援助団体に対する監査においては、累積欠損金や長期未収金などを有し経営基盤が脆弱な団体や、適正なガバナンスの確保や経営管理に係る改善が必要な団体がみられた。引き続き県の出資に見合う事業活動の充実や会計処理の適正化に係る指導を行うとともに、保証債務残高や貸付金残高など、県の将来負担の可能性の見える化にも留意しつつ、経営改善や経営基盤強化に向けて、より一層の取組強化に努められたい。

② 財務の執行について

・項間流用

第3款民生費において、予算管理に適切さを欠き、地方自治法で原則的に禁止されている歳出予算の「各項の間」の流用が行われるに至ったことは、極めて遺憾である。今後このようなことが生じないように、財務システムの改修の検討も含めて再発防止策を講じられたい。

・収入未済

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 63 億 5,007 万 4,772 円で、前年度と比較し 5 億 9,785 万 8,293 円（8.6%）減少している。

県税の収入未済額は 41 億 8,139 万 8,228 円で、前年度と比較し 5 億 9,811 万 6,973 円（12.5%）減少しており、収入率については 98.5% で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 7 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して約 1 億 2 千万円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 65 % を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を進められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）については、21 億 6,867 万 6,544 円で、前年度から 25 万 8,680 円（0.0%）増加している。今後も、収入未済額の縮減に向け債権回収の強化や滞納の未然防止に努められたい。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、昨年度に引き続き収入未済額が減少しており、その取組については評価するところである。しかし、未だに同償還金において約 9 千 3 百万円の未済額を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意する必要がある。

このため、県税や県営住宅使用料など成果を上げている取組について、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、県税を含む債権の一元管理の手法についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には（平成 28 年度：県税約 4 億 6 千万円）、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

③ 組織の運営について

・内部統制の取組

事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、職員を業務上の様々なリスクから守るとともに、コンプライアンスや事務執行の有効性・効率性を確保していくことが不可欠であることから、近年の歳入歳出決算審査意見書では、内部統制を整備するよう強く要請してきた。その結果、平成 27 年 7 月から「宮城県内部統制基本方針」に基づき作成された「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」により、取組が行われている。その実施状況を見ると、リスク回避実践チェックシートの確認以外に、支出予定一覧の共有や職員会議における情報共有、決裁時のチェックシートの活用など独自の取組を行っている所属があるなど一定程度、取組の定着がみられる。一方で、定期監査における指摘等事項の状況を見ると、収入・支出などに関する、いわゆるケアレスミスの件数が増加傾向にあることから、内部統制の運用を徹底するとともに、適切に機能するよう図られたい。

現在、この取組は、支出関連業務が中心となっているが、本来、組織内の全ての者により業務の過程で遂行される一連の動的なプロセスであり、会計事務に止まるものではなく、県政全般の業務に関するリスク対策であることを認識し、内部統制の仕組みを運用していく必要がある。

さらに、内部統制については、管理職も含めた全職員の意識改革が重要であることから、定期的に管理職・職員に対し周知徹底を行うとともに、必要なモニタリング、制度の見直し等を適宜行い、PDCA サイクルとして機能させ続けることで、引き続き、県庁全体に内部統制が浸透していくことを要望する。

今般、地方自治法の改正により、平成 32 年度から、知事が内部統制に関する方針を定め、毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することが義務付けられたところである。こうした法定事務に位置付けられたことを踏まえ、取組を一層強化されたい。

・人材の育成、キャリア形成

県では、平成 28 年度から地方公務員法の改正に伴う能力・実力主義に基づく新たな人事評価制度を導入するとともに、人口減少社会の到来等の社会環境の変化への対応と東日本大震災での経験を反映した人材育成を目指して、平成 28 年 9 月には「みやぎ人財育成基本方針」を改正した。

新たな人事評価制度では、人財育成のために行われてきた目標管理による業績評価と職階ごとに職務上発揮された能力を評価する能力評価を再整理し、評価結果は人事や給与面に反映されることとなった。目標設定や自己申告、上司からの評価結果開示と育成面談、評価の処遇への反映のプロセスを P D C A サイクルとすることで、主体的な能力開発とキャリア形成を支援し、管理監督者のマネジメント能力も向上させ、「基本方針」で目標とする「創造性豊かで自律的に行動できる宮城県職員」の育成を目指している。

本県においては、経験豊富な職員の大量退職の一方で、復旧・復興事業への対応で新規職員が増加しているため、必要な知識・技能が組織として蓄積され、職員に継続して伝承される仕組みづくりが必要である。こうした中、体系的に部局研修及び職場内研修を実施するとともに、O J T は、相談、助言、意見交換がしやすい風通しの良い職場づくりを基礎として、メンター制の活用や、上司先輩職員はもとより、豊富な経験を持つ再任用職員や、多様な知見を持つ任期付、派遣及び非常勤職員とのコミュニケーションによっても行われることが望ましい。また、公務研修所研修等の職場外研修は、職階研修のほか、人事評価結果を踏まえた職員自らの弱点克服や得意分野の向上のための新しい知識・技能の習得機会としても捉え、充実している選択制研修の積極的な活用が推奨される。

これらの取組の浸透と定着を通じて、将来の県政の担い手となる職員の育成にさらに強力に取り組まれない。

・県民等への説明と連携強化

事務事業の執行に当たっては、費用対効果を重視しながら、より県民の視点に立った施策展開を図るとともに、事業の成果についても、行政評価結果を活用した予算への反映状況などと合わせて、よりわかりやすい資料を用いるなど、県民に対し一層の説明責任を果たされたい。

県では、法定外目的税として「産業廃棄物税」を、超過課税として「みやぎ発展税」と「みやぎ環境税」を県民や県内事業者等に負担いただき、それぞれの対象事業に充当している。県民等の理解をさらに深めるため、定性的なものも含め、事業実施の効果ある

いは成果について、可能な限り速やかに県民に対して十分に説明されたい。

ボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが進展しつつある。今後の震災復興においても、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築の担い手としての役割が期待される所であり、こうした流れを加速すべく、様々な業務においても多様な主体との更なる連携強化に努められたい。

なお、業務遂行に当たっては、関係部局間、本庁・地方機関間のほか各地方機関間において情報共有を図るなど連携を一層強化されたい。

④ 特に配意すべき事項

・東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災に係る復旧・復興事業については、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成26年度～29年度）」に基づく、復旧・復興事業の進捗に伴い、インフラ施設の整備などのハード事業から被災者の生活支援や心のケア、地域コミュニティの再構築などソフト事業の比重が高まりつつある現状から、それぞれの被災地の状況に応じたきめ細やかな対応について留意する必要がある。

平成29年3月末における震災からの復旧・復興事業のうち、ハード面の事業の進捗状況については、公共土木施設では、被災箇所2,303箇所のうち約99%に着手しており、そのうち約87%が完成している。また、災害公営住宅では、整備計画戸数16,149戸のうち約96%に着手しており、そのうち約85%が完成している状況であり、全体としては概ね順調に進んでいる。

農地や園芸、畜舎等の農業施設、漁港等の復旧事業についても、90%以上の着手率であり、概ね順調に進んでいる。

一方、一部の事業において、他事業や関係機関との調整に日数を要したことや入札不調等により多額の繰越額が発生しているため、各部局間や市町等関係機関との事業調整等を一層推進し、円滑な事業の執行に努められたい。

仮設住宅での長期避難生活を強いられている被災者や、災害公営住宅等へ新たに入居された被災者の心身の健康維持が図られるよう、引き続ききめ細やかに対応していく必要があるほか、時間の経過とともに、震災によるPTSDや不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえ、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない支援の継続が必要である。加えて、水

産加工業における労働力不足や、水産加工品の販路回復なども課題であり、これら課題への対応を一層強化されたい。

平成 30 年度からは、宮城県震災復興計画に定める「発展期」を迎える。県勢の発展に向けて、県庁内や関係市町等が一丸となって、復旧・復興事業の成果を基に、戦略的に取組を進め、沿岸被災市町のまちづくりなどへの支援、地域産業の再生、雇用の確保、さらには人口減少の問題に対しても適確に対応されたい。

さらに、東日本大震災発生から 6 年が経過し、被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されることから、全国に向けて、復旧・復興に取り組む被災地の状況に加え、大震災の教訓が全国の防災・減災に活かされるような情報の発信を継続されたい。また、職員の記憶の風化防止も図り、災害等発生時に迅速に対応できる体制が常に維持されるよう取り組まれたい。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

・男女共同参画社会の推進及び働き方改革

県では、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 29 年 3 月に「宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」（平成 29 年度～ 32 年度）を策定した。第 2 次基本計画では、「審議会等委員における女性の割合」の指標について、平成 28 年度までに 40 % とすることを目標としていたところ、第 3 次基本計画では、平成 32 年度までに 45 % とすることをとしている。しかしながら、平成 29 年 4 月 1 日現在での速報値が 37.1 %、対前年比 0.1 ポイントの減少となった現状をみると、目標を達成するためにはかなり厳しい状況であると考えられる。

このため、女性の登用が進んでいる分野の審議会等においては、更なる登用を目指すとともに、その他の審議会等においても委員の団体推薦の依頼方法を工夫するなどして、全庁を挙げて目標達成により一層注力するよう引き続き強く要望する。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けた取組を積極的に行うとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を広く浸透させ、これまで女性が中心的役割を担ってきた家事・育児の分野にさらに男性の参画を促し、働く女性の活躍の場を広げていく必要がある。

平成 29 年 3 月には国において「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。この実行計画では、罰則付き時間外労働の上限規制

の導入や女性・若者の人材育成等に関して盛り込まれ、計画の進捗に伴いワーク・ライフ・バランスの改善や多様な女性活躍の推進が図られるものとしている。県組織として、仕事の効率化を高め生産性を向上させ、多様な考え方を行政に反映させるためにも、働き方改革を推進するとともに、県における女性の活躍の推進、男女共同参画社会の推進を強力的に牽引願いたい。

・再生可能エネルギーへの取組

本県では、震災時の電気・ガス・水道などライフラインの途絶、ガソリンなどの供給が滞ったことや、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験などから生活に必要なエネルギー確保に対する県民の意識が向上したこともあり、再生可能エネルギーが注目を浴びている。これを受けて、現在庁内の各担当部局においては、燃料電池自動車とスマート水素ステーションの導入、木質バイオマス発電、太陽光発電、水力発電や昨年度は洋上風力発電などについて、普及や実用化のための事業を推進している。

国内では、大規模も含めた石炭火力発電所の計画が持ち上がる一方、地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が締結されるなど、世界的には「脱石炭」、「脱石油」が進み、再生可能エネルギーを増やす流れにある。

こうした情勢の変化などを踏まえ、長期的視点に立ち、引き続き新たな再生可能エネルギー導入に向けた取組を強化願いたい。

4 決 算 の 概 要

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は 1 兆 7,398 億 1,043 万 5,899 円で、前年度の 1 兆 8,325 億 9,272 万 2,319 円と比較し 927 億 8,228 万 6,420 円(5.1%)減少している。

歳出決算合計額は 1 兆 6,165 億 2,775 万 7,096 円で、前年度の 1 兆 6,961 億 1,328 万 9,657 円と比較し 795 億 8,553 万 2,561 円(4.7%)減少している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,232 億 8,267 万 8,803 円の黒字となり、前年度の 1,364 億 7,943 万 2,662 円の黒字と比較し 131 億 9,675 万 3,859 円(9.7%)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,058 億 1,076 万 1,299 円を控除した実質収支額は 174 億 7,191 万 7,504 円で、このうち一般会計の実質収支額は 152 億 65 万 7,932 円となり、前年度の一般会計の実質収支額 178 億 8,711 万 987 円と比較し 26 億 8,645 万 3,055 円(15.0%)減少している。

一般会計の歳入決算額は 1 兆 4,336 億 2,734 万 5,715 円で、前年度に比べ 630 億 7,567 万 2,178 円(4.2%)減少している。これは、国庫支出金が 360 億 9,955 万 8,631 円、県税が 67 億 7,298 万 6,665 円、地方交付税が 48 億 6,796 万 9,000 円増加した一方、繰入金が 595 億 4,246 万 4,404 円、諸収入が 303 億 3,115 万 1,695 円、地方消費税清算金が 89 億 1,269 万 1,810 円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は 1 兆 3,144 億 3,743 万 6,812 円で、前年度に比べ 511 億 9,576 万 9,385 円(3.7%)減少している。これは、災害復旧費が 399 億 3,158 万 7,113 円、土木費が 133 億 159 万 8,278 円、警察費が 10 億 717 万 6,731 円増加した一方、総務費が 379 億 1,468 万 6,417 円、労働費が 199 億 7,873 万 1,124 円、諸支出金が 126 億 9,472 万 5,257 円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は3,061億8,309万184円で、前年度に比べ297億661万4,242円(8.8%)減少し、歳出決算額は3,020億9,032万284円で、前年度に比べ283億8,976万3,176円(8.6%)減少している。これは、歳入及び歳出決算額が公債費特別会計及び土地区画整理事業特別会計で大きく減少したことなどによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額1,800億円に対し、最高借入額は平成28年9月29日の849億9,739万4,000円であった。特別会計では流域下水道事業特別会計20億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成28年度末における県債現在高は1兆7,045億8,088万1,084円で、臨時財政対策債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債及び病院事業債（一般会計分）については増加となっているが、他の県債は減少となっており、全体としては前年度に比べ170億3,988万1,962円(1.0%)減少している。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,113億621万1,148円となり、前年度よりも51億8,771万3,699円(4.9%)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.61443（前年度0.59597）と前年度より改善し、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率も96.0%（前年度96.3%）と前年度より改善しているものの、依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

・収入未済

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 63 億 5,007 万 4,772 円で、前年度と比較し 5 億 9,785 万 8,293 円（8.6%）減少している。

県税の収入未済額は 41 億 8,139 万 8,228 円で、前年度と比較し 5 億 9,811 万 6,973 円（12.5%）減少しており、収入率については 98.5% で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 7 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して約 1 億 2 千万円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 65 % を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を進められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）については、21 億 6,867 万 6,544 円で、前年度から 25 万 8,680 円（0.0%）増加している。今後も、収入未済額の縮減に向け債権回収の強化や滞納の未然防止に努められたい。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、昨年度に引き続き収入未済額が減少しており、その取組については評価するところである。しかし、未だに同償還金において約 9 千 3 百万円の未済額を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意する必要がある。

このため、県税や県営住宅使用料など成果を上げている取組について、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、県税を含む債権の一元管理の手法についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	平成28年度 (イ)	1,727,270,550,679	1,433,627,345,715	△293,643,204,964	83.0	1,314,437,436,812	412,833,113,867	76.1	119,189,908,903
	平成27年度 (ロ)	1,785,686,699,780	1,496,703,017,893	△288,983,681,887	83.8	1,365,633,206,197	420,053,493,583	76.5	131,069,811,696
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△58,416,149,101	△63,075,672,178	—	—	△51,195,769,385	—	—	△11,879,902,793
	(ハ)／(ロ)	△ 3.3%	△ 4.2%	—	—	△ 3.7%	—	—	—
特 別 会 計	平成28年度 (ニ)	305,674,051,018	306,183,090,184	509,039,166	100.2	302,090,320,284	3,583,730,734	98.8	4,092,769,900
	平成27年度 (ホ)	334,075,867,548	335,889,704,426	1,813,836,878	100.5	330,480,083,460	3,595,784,088	98.9	5,409,620,966
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	△28,401,816,530	△29,706,614,242	—	—	△28,389,763,176	—	—	△1,316,851,066
	(ヘ)／(ホ)	△ 8.5%	△ 8.8%	—	—	△ 8.6%	—	—	—
計	平成28年度 (ト)	2,032,944,601,697	1,739,810,435,899	△293,134,165,798	85.6	1,616,527,757,096	416,416,844,601	79.5	123,282,678,803
	平成27年度 (チ)	2,119,762,567,328	1,832,592,722,319	△287,169,845,009	86.5	1,696,113,289,657	423,649,277,671	80.0	136,479,432,662
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△86,817,965,631	△92,782,286,420	—	—	△79,585,532,561	—	—	△13,196,753,859
	(リ)／(チ)	△ 4.1%	△ 5.1%	—	—	△ 4.7%	—	—	—

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成23～28年度)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財 政 力 指 数	0.50519	0.50292	0.52562	0.55892	0.59597	0.61443
経 常 収 支 比 率	93.3%	93.1%	96.1%	98.6%	96.3%	96.0%
実 質 公 債 費 比 率	15.5%	15.2%	14.4%	14.1%	14.5%	14.9%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		取 入 率 C/B		C の 前 年 度 比		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度	H28/H27	H27/H26			
1 県 税	313,530,000,000	318,461,409,508	19.1	18.0	313,821,455,245	21.9	20.5	98.5	98.3	102.2	113.5	461,867,980	4,181,398,228	100.1
2 地方消費税清算金	79,663,000,000	79,670,480,040	4.8	5.1	79,670,480,040	5.6	5.9	100.0	100.0	89.9	161.5	0		100.0
3 地方譲与税	34,601,000,000	34,615,797,000	2.1	2.3	34,615,797,000	2.4	2.7	100.0	100.0	85.2	91.5	0	0	100.0
4 地方特例交付金	857,326,000	857,326,000	0.1	0.0	857,326,000	0.1	0.1	100.0	100.0	109.0	110.4	0	0	100.0
5 地方交付税	236,317,536,000	236,317,536,000	14.2	13.4	236,317,536,000	16.5	15.5	100.0	100.0	102.1	96.3	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	500,505,000	500,505,000	0.0	0.0	500,505,000	0.0	0.0	100.0	100.0	96.6	107.0	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(295,737,000) 8,708,725,000	8,883,535,052	0.5	0.4	8,724,774,466	0.6	0.5	98.2	94.6	120.1	98.2	2,147,410	156,613,176	100.2
8 使用料及び手数料	13,934,774,000	14,039,067,789	0.8	0.7	13,979,144,291	1.0	0.8	99.6	99.1	111.7	105.8	102,300	59,821,198	100.3
9 国庫支出金	(227,680,464,278) 568,383,523,278	541,672,154,877	32.5	29.3	317,225,465,065	22.1	18.8	58.6	55.4	112.8	96.1	0	224,446,689,812	55.8
10 財産収入	1,992,312,000	2,081,213,101	0.1	0.3	2,079,623,101	0.1	0.3	99.9	99.9	40.7	188.9	0	1,590,000	104.4
11 寄附金	982,694,000	898,418,414	0.1	0.1	898,418,414	0.1	0.1	100.0	100.0	67.5	97.7	0	0	91.4
12 繰入金	(285,095,835) 130,624,727,835	115,975,192,169	7.0	10.1	115,975,192,169	8.1	11.7	100.0	100.0	66.1	108.0	0	0	88.8
13 繰越金	(113,182,700,709) 131,069,810,709	131,069,811,696	7.9	8.1	131,069,811,696	9.1	9.4	100.0	100.0	93.3	90.2	0	0	100.0
14 諸収入	(2,594,765,857) 109,242,460,857	107,429,124,745	6.4	7.9	102,900,274,562	7.2	8.9	95.8	96.9	77.2	82.8	20,683,295	4,508,175,788	94.2
15 県債	(12,800,200,000) 96,862,156,000	74,991,542,666	4.5	4.1	74,991,542,666	5.2	4.8	100.0	100.0	105.4	105.8	0	0	77.4
計	(356,838,963,679) 1,727,270,550,679	1,667,463,114,057	100.0	100.0	1,433,627,345,715	100.0	100.0	86.0	86.3	95.8	101.6	484,800,985	233,354,288,202	83.0
前 年 度	(311,610,083,780) 1,785,686,699,780	1,733,669,954,548	—	—	1,496,703,017,893	—	—	—	—	—	—	695,393,752	236,279,549,463	83.8
比較増減(△)	(45,228,879,899) △ 58,416,149,101	△ 66,206,840,491	—	—	△ 63,075,672,178	—	—	—	—	—	—	△ 210,592,767	△ 2,925,261,261	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額3,320,845円(県税3,311,945円、諸収入8,900円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額193,788,531円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	(B)/(A)	収入済額 (C)	(C)の 前年度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
1 県民税	円 93,853,000,000	円 97,856,879,607	% 104.3	円 (2,555,445) 93,984,839,705	% 98.7	% 100.1	% 96.0	円 408,226,476	% 0.4	円 3,466,368,871	% 3.5
個人	78,328,000,000	82,271,849,579	105.0	(2,442,445) 78,435,697,537	103.0	100.1	95.3	399,331,696	0.5	3,439,262,791	4.2
法人	13,340,000,000	13,394,267,285	100.4	(113,000) 13,358,379,425	89.8	100.1	99.7	8,894,780	0.1	27,106,080	0.2
利子割	503,000,000	505,429,340	100.5	505,429,340	59.1	100.5	100.0	0	—	0	—
配当割	1,067,000,000	1,068,886,076	100.2	1,068,886,076	64.7	100.2	100.0	0	—	0	—
株式等譲渡所得割	615,000,000	616,447,327	100.2	616,447,327	36.1	100.2	100.0	0	—	0	—
2 事業税	78,270,000,000	78,503,802,498	100.3	(156,300) 78,330,652,566	117.3	100.1	99.8	22,261,438	0.0	151,044,794	0.2
個人	3,257,000,000	3,363,771,617	103.3	3,272,831,388	102.6	100.5	97.3	4,551,290	0.1	86,388,939	2.6
法人	75,013,000,000	75,140,030,881	100.2	(156,300) 75,057,821,178	118.0	100.1	99.9	17,710,148	0.0	64,655,855	0.1
3 地方消費税	66,269,000,000	66,279,129,765	100.0	66,279,129,765	95.1	100.0	100.0	0	—	0	—
4 不動産取得税	6,280,000,000	6,463,211,419	102.9	(111,100) 6,305,751,828	101.1	100.4	97.6	7,642,530	0.1	149,928,161	2.3
5 県たばこ税	3,038,000,000	3,047,965,056	100.3	3,047,965,056	96.9	100.3	100.0	0	—	0	—
6 ゴルフ場利用税	756,000,000	760,130,878	100.5	760,130,878	99.5	100.5	100.0	0	—	0	—
7 自動車取得税	2,909,000,000	2,917,199,100	100.3	2,917,133,218	101.5	100.3	100.0	0	—	65,882	0.0
8 軽油引取税	28,764,000,000	28,921,367,993	100.5	28,771,856,379	98.9	100.0	99.5	0	—	149,511,614	0.5
9 自動車税	32,916,000,000	33,229,075,159	101.0	(489,100) 32,941,501,567	100.2	100.1	99.1	23,737,536	0.1	264,325,156	0.8
10 鉱区税	2,000,000	2,914,000	145.7	2,914,000	97.7	145.7	100.0	0	—	0	—
11 狩猟税	13,000,000	13,517,700	104.0	13,517,700	86.1	104.0	100.0	0	—	0	—
12 核燃料税	0	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—
13 産業廃棄物税	460,000,000	465,942,583	101.3	465,942,583	122.6	101.3	100.0	0	—	0	—
14 旧法による税	0	273,750	—	120,000	66.7	—	43.8	0	—	153,750	56.2
計	313,530,000,000	318,461,409,508	101.6	(3,311,945) 313,821,455,245	102.2	100.1	98.5	461,867,980	0.1	4,181,398,228	1.3
前年度	306,730,000,000	312,420,046,101	101.9	(8,001,860) 307,048,468,580	113.5	100.1	98.3	600,064,180	0.2	4,779,515,201	1.5
比較増減(△)	6,800,000,000	6,041,363,407	—	(△4,689,915) 6,772,986,665	—	—	—	△138,196,200	—	△598,116,973	—

(注) ()内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	23,106,520 円	
負担金	23,106,520	
民生費負担金	23,020,720	
児童福祉費	23,020,720	児童保護費 14,917,550 円 扶養保険費 6,841,520 さわらび学園費 532,000 その他 729,650
衛生費負担金	85,800	
公衆衛生費	85,800	未熟児養育費 85,800
使用料及び手数料	59,821,198	
使用料	59,821,198	
民生使用料	4,816,551	
社会福祉費	856,086	第二啓佑学園 780,012 船形コロニー 76,074
児童福祉費	3,960,465	拓桃医療療育センター 2,065,287 啓佑学園 1,895,178
農林水産業使用料	706,400	
水産業費	706,400	漁港施設 706,400
土木使用料	53,374,847	
河川海岸費	471,850	河川海岸敷 471,850
港湾費	25,560	港湾施設 25,560
住宅費	52,877,437	県営住宅 49,427,737 県営住宅駐車場 3,449,700
教育使用料	923,400	
高等学校費	923,400	全日制高等学校授業料 712,800 定時制高等学校授業料 178,200 寄宿舎 32,400
財産収入	1,590,000	
財産売払収入	1,590,000	
生産物売払収入	1,590,000	
水産業費	1,590,000	生産種苗売払 1,590,000

諸収入	1,908,701,770 円		
延滞金, 加算金及び過料等	26,938,965		
延滞金	1,844,340		
延滞金	1,844,340	延滞金	1,844,340 円
加算金	15,723,625		
加算金	15,723,625	加算金	15,723,625
過料等	9,371,000		
過料等	9,371,000	放置違反金	9,371,000
貸付金元利収入	281,728,266		
民生費貸付金元利収入	646,000		
社会福祉費	646,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金	646,000
衛生費貸付金元利収入	8,445,189		
医薬費	8,445,189	看護学生等修学資金貸付金元金 医学生修学資金等貸付金元金 医学生修学資金等貸付金利息	1,495,600 5,780,000 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,654,077		
林業費	271,654,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金	271,654,077
教育費貸付金元利収入	983,000		
高等学校費	983,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金	983,000
雑入	1,600,034,539		
弁償金	2,617,820		
弁償金	2,617,820	民間借上げ住宅に係る損害費用	2,617,820
違約金及び延納利息	8,854,526		
違約金	656,672	工事請負契約解除による違約金 その他	507,064 149,608
延納利息	8,197,854	損害賠償金 その他	8,184,476 13,378
雑入	1,588,562,193		
返還金	824,340,793	補助金等精算返還金 返還金 児童扶養手当給付費返還金 過誤払返納金	154,910,861 631,936,675 13,189,610 24,303,647
雑入	764,221,400	特別納付金 損害賠償金 生活保護扶助費返還金 その他	636,976,736 26,009,456 100,805,208 430,000
合 計	1,993,219,488		

(注) 収入未済額(分担金及び負担金156,613,176円, 使用料及び手数料59,821,198円, 国庫支出金224,446,689,812円, 財産収入1,590,000円, 諸収入4,508,175,788円)のうち, 繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金133,506,656円, 国庫支出金224,446,689,812円, 諸収入2,599,474,018円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額				翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年 度 対 比		繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度	H28/H27	H27/H26						
1 議 会 費	円 1,663,475,000	円 1,652,518,668	% 0.1	% 0.1	% 98.5	% 101.2	円 0	円 0	円 0	円 10,956,332	% 99.3	% 0.7
2 総 務 費	(1,522,471,400) 89,169,425,300	84,130,428,593	6.4	8.9	68.9	95.5	2,135,061,995	225,000,000	2,360,061,995	2,678,934,712	94.3	3.0
3 民 生 費	(3,642,840,000) 142,240,176,440	135,317,561,944	10.3	10.3	96.6	98.0	4,984,195,052	0	4,984,195,052	1,938,419,444	95.1	1.4
4 衛 生 費	(2,458,918,849) 63,474,067,849	59,786,036,085	4.6	5.1	85.4	104.5	1,738,856,499	0	1,738,856,499	1,949,175,265	94.2	3.1
5 労 働 費	(47,656,548) 11,357,403,548	9,765,901,177	0.7	2.2	32.8	81.9	0	0	0	1,591,502,371	86.0	14.0
6 農 林 水 産 業 費	(52,063,151,083) 151,653,769,525	85,346,665,784	6.5	6.8	91.8	122.3	46,533,112,634	11,490,761,477	58,023,874,111	8,283,229,630	56.3	5.5
7 商 工 費	(27,654,222,166) 149,405,647,336	111,072,687,870	8.5	8.8	92.8	82.6	17,220,556,581	5,736,481,983	22,957,038,564	15,375,920,902	74.3	10.3
8 土 木 費	(86,336,733,573) 230,453,888,123	145,185,154,380	11.0	9.7	110.1	96.7	59,495,889,482	15,010,542,754	74,506,432,236	10,762,301,507	63.0	4.7
9 警 察 費	(1,055,169,486) 53,475,292,314	51,170,614,215	3.9	3.7	102.0	101.4	1,480,001,249	0	1,480,001,249	824,676,850	95.7	1.5
10 教 育 費	(1,098,501,170) 224,123,033,514	218,040,611,350	16.6	16.8	98.3	99.4	3,756,492,696	70,514,720	3,827,007,416	2,255,414,748	97.3	1.0
11 災 害 復 旧 費	(180,959,299,404) 383,447,299,404	186,318,711,845	14.2	10.7	127.3	107.6	140,644,754,017	40,899,057,441	181,543,811,458	15,584,776,101	48.6	4.1
12 公 債 費	112,147,638,000	112,104,430,737	8.5	8.2	100.2	101.5	0	0	0	43,207,263	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	114,659,100,000	114,546,114,164	8.7	9.3	90.0	157.4	0	0	0	112,985,836	99.9	0.1
14 予 備 費	334,326	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	334,326	0.0	100.0
計	(356,838,963,679) 1,727,270,550,679	1,314,437,436,812	100.0	100.0	96.3	102.5	277,988,920,205	73,432,358,375	351,421,278,580	61,411,835,287	76.1	3.6
前 年 度	(311,610,083,780) 1,785,686,699,780	1,365,633,206,197	—	—	—	—	282,024,220,172	74,814,743,507	356,838,963,679	63,214,529,904	76.5	3.5
比 較 増 減 (△)	(45,228,879,899) △ 58,416,149,101	△ 51,195,769,385	—	—	—	—	△ 4,035,299,967	△ 1,382,385,132	△ 5,417,685,099	△ 1,802,694,617	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰越額	決算額	不用額
款			
1 議会費	0	0	0
2 総務費	1,522,471,400	1,315,852,290	206,619,110
3 民生費	3,642,840,000	3,562,282,448	80,557,552
4 衛生費	2,458,918,849	2,067,081,632	391,837,217
5 労働費	47,656,548	46,402,400	1,254,148
6 農林水産業費	52,063,151,083	46,009,505,192	6,053,645,891
7 商工費	27,654,222,166	12,643,573,673	15,010,648,493
8 土木費	86,336,733,573	78,398,942,306	7,937,791,267
9 警察費	1,055,169,486	835,831,971	219,337,515
10 教育費	1,098,501,170	924,453,906	174,047,264
11 災害復旧費	180,959,299,404	166,105,552,249	14,853,747,155
12 公債費	0	0	0
13 諸支出金	0	0	0
14 予備費	0	0	0
合計	356,838,963,679	311,909,478,067	44,929,485,612

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	29,492,307	0	29,492,307
	2 企 画 費	91,128,000	0	91,128,000
	3 徴 税 費	11,509,688	0	11,509,688
	6 防 災 費	1,983,960,000	0	1,983,960,000
	10 生 活 環 境 費	18,972,000	225,000,000	243,972,000
	計	2,135,061,995	225,000,000	2,360,061,995
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	3,671,373,160	0	3,671,373,160
	2 児 童 福 祉 費	818,058,892	0	818,058,892
	4 災 害 救 助 費	494,763,000	0	494,763,000
	計	4,984,195,052	0	4,984,195,052
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	28,172,000	0	28,172,000
	3 公 害 対 策 費	10,336,000	0	10,336,000
	4 保 健 所 費	27,413,000	0	27,413,000
	5 医 薬 費	1,672,935,499	0	1,672,935,499
	計	1,738,856,499	0	1,738,856,499
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1,227,156,440	0	1,227,156,440
	2 畜 産 業 費	376,287,640	0	376,287,640
	3 農 地 費	26,900,333,609	1,726,011,957	28,626,345,566
	4 林 業 費	3,770,189,698	470,463,568	4,240,653,266
	5 水 産 業 費	14,259,145,247	9,294,285,952	23,553,431,199
	計	46,533,112,634	11,490,761,477	58,023,874,111
7 商 工 費	1 商 業 費	1,954,203,965	212,668,546	2,166,872,511
	2 工 鉱 業 費	14,400,187,835	5,323,813,437	19,724,001,272
	3 企 業 指 導 費	39,943,781	0	39,943,781
	4 観 光 費	826,221,000	200,000,000	1,026,221,000
	計	17,220,556,581	5,736,481,983	22,957,038,564

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	230,535,840	0	230,535,840
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,580,078,124	7,432,408,109	42,012,486,233
	3 河 川 海 岸 費	10,619,949,940	2,442,990,294	13,062,940,234
	4 港 湾 費	9,107,732,478	4,306,192,360	13,413,924,838
	5 都 市 計 画 費	4,486,264,100	828,951,991	5,315,216,091
	6 住 宅 費	421,329,000	0	421,329,000
	7 空 港 費	50,000,000	0	50,000,000
	計	59,495,889,482	15,010,542,754	74,506,432,236
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	323,349,089	0	323,349,089
	2 警 察 活 動 費	1,156,652,160	0	1,156,652,160
	計	1,480,001,249	0	1,480,001,249
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	2,962,483,000	0	2,962,483,000
	7 特 別 支 援 学 校 費	635,218,000	15,290,000	650,508,000
	8 私 立 学 校 費	28,602,000	0	28,602,000
	9 社 会 教 育 費	45,502,600	55,224,720	100,727,320
	10 保 健 体 育 費	84,687,096	0	84,687,096
	計	3,756,492,696	70,514,720	3,827,007,416
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,961,567,320	101,553,859	2,063,121,179
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,585,102,297	2,627,986,680	8,213,088,977
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	133,098,084,400	38,169,516,902	171,267,601,302
	計	140,644,754,017	40,899,057,441	181,543,811,458
合 計		277,988,920,205	73,432,358,375	351,421,278,580

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	313,530,000,000	収入額	97,218,644,328	31.0	64,245,791,746	20.5	81,529,372,359	26.0	55,338,900,625	17.6	15,488,746,187	4.9
		累計	97,218,644,328	31.0	161,464,436,074	51.5	242,993,808,433	77.4	298,332,709,058	95.1	313,821,455,245	100.0
地方消費税清算金	79,663,000,000	収入額	7,235,896,000	9.1	8,232,863,000	10.3	3,631,095,000	4.6	60,570,626,040	76.0	0	—
		累計	7,235,896,000	9.1	15,468,759,000	19.4	19,099,854,000	24.0	79,670,480,040	100.0	79,670,480,040	100.0
地方譲与税	34,601,000,000	収入額	2,566,082,000	7.4	5,787,047,000	16.7	12,859,074,000	37.1	13,403,594,000	38.7	0	—
		累計	2,566,082,000	7.4	8,353,129,000	24.1	21,212,203,000	61.3	34,615,797,000	100.0	34,615,797,000	100.0
地方特例交付金	857,326,000	収入額	407,834,000	47.6	449,492,000	52.4	0	—	0	—	0	—
		累計	407,834,000	47.6	857,326,000	100.0	857,326,000	100.0	857,326,000	100.0	857,326,000	100.0
地方交付税	236,317,536,000	収入額	72,055,826,000	30.5	104,782,110,000	44.3	39,568,139,000	16.7	19,911,461,000	8.4	0	—
		累計	72,055,826,000	30.5	176,837,936,000	74.8	216,406,075,000	91.6	236,317,536,000	100.0	236,317,536,000	100.0
交通安全対策特別交付金	500,505,000	収入額	0	—	258,996,000	51.7	0	—	241,509,000	48.3	0	—
		累計	0	—	258,996,000	51.7	258,996,000	51.7	500,505,000	100.0	500,505,000	100.0
分担金及び負担金	8,708,725,000	収入額	83,199,318	1.0	51,842,150	0.6	182,868,722	2.1	5,358,252,134	61.4	3,048,612,142	34.9
		累計	83,199,318	1.0	135,041,468	1.5	317,910,190	3.6	5,676,162,324	65.1	8,724,774,466	100.0
使用料及び手数料	13,934,774,000	収入額	2,953,402,727	21.1	2,775,256,720	19.9	4,359,606,671	31.2	3,275,446,216	23.4	615,431,957	4.4
		累計	2,953,402,727	21.1	5,728,659,447	41.0	10,088,266,118	72.2	13,363,712,334	95.6	13,979,144,291	100.0
国庫支出金	568,383,523,278	収入額	15,656,483,342	4.9	14,446,399,078	4.6	54,149,417,527	17.1	203,680,099,615	64.2	29,293,065,503	9.2
		累計	15,656,483,342	4.9	30,102,882,420	9.5	84,252,299,947	26.6	287,932,399,562	90.8	317,225,465,065	100.0
財産収入	1,992,312,000	収入額	610,137,467	29.3	576,738,814	27.7	415,950,288	20.0	260,476,680	12.5	216,319,852	10.4
		累計	610,137,467	29.3	1,186,876,281	57.1	1,602,826,569	77.1	1,863,303,249	89.6	2,079,623,101	100.0
寄附金	982,694,000	収入額	378,068,604	42.1	95,777,578	10.7	239,420,675	26.6	118,884,196	13.2	66,267,361	7.4
		累計	378,068,604	42.1	473,846,182	52.7	713,266,857	79.4	832,151,053	92.6	898,418,414	100.0
繰入金	130,624,727,835	収入額	16,420,134,121	14.2	8,129,957,928	7.0	4,410,129,630	3.8	79,399,517,152	68.5	7,615,453,338	6.6
		累計	16,420,134,121	14.2	24,550,092,049	21.2	28,960,221,679	25.0	108,359,738,831	93.4	115,975,192,169	100.0
繰越金	131,069,810,709	収入額	131,069,811,696	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	131,069,811,696	100.0	131,069,811,696	100.0	131,069,811,696	100.0	131,069,811,696	100.0	131,069,811,696	100.0
諸収入	109,242,460,857	収入額	14,441,466,796	14.0	△ 6,371,891,988	△ 6.2	8,975,689,659	8.7	85,653,619,898	83.2	201,390,197	0.2
		累計	14,441,466,796	14.0	8,069,574,808	7.8	17,045,264,467	16.6	102,698,884,365	99.8	102,900,274,562	100.0
県債	96,862,156,000	収入額	0	—	0	—	10,000,000,000	13.3	21,050,146,666	28.1	43,941,396,000	58.6
		累計	0	—	0	—	10,000,000,000	13.3	31,050,146,666	41.4	74,991,542,666	100.0
歳入合計	1,727,270,550,679	収入額	361,096,986,399	25.2	203,460,380,026	14.2	220,320,763,531	15.4	548,262,533,222	38.2	100,486,682,537	7.0
		累計	361,096,986,399	25.2	564,557,366,425	39.4	784,878,129,956	54.7	1,333,140,663,178	93.0	1,433,627,345,715	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
議会費	1,663,475,000	支出額	572,347,896	34.6	272,871,040	16.5	557,163,231	33.7	244,636,285	14.8	5,500,216	0.3
		累計	572,347,896	34.6	845,218,936	51.1	1,402,382,167	84.9	1,647,018,452	99.7	1,652,518,668	100.0
総務費	89,169,425,300	支出額	6,626,929,070	7.9	9,326,537,869	11.1	29,702,947,631	35.3	25,012,930,834	29.7	13,461,083,189	16.0
		累計	6,626,929,070	7.9	15,953,466,939	19.0	45,656,414,570	54.3	70,669,345,404	84.0	84,130,428,593	100.0
民生費	142,240,176,440	支出額	22,248,532,091	16.4	24,180,428,120	17.9	33,586,361,894	24.8	34,139,973,472	25.2	21,162,266,367	15.6
		累計	22,248,532,091	16.4	46,428,960,211	34.3	80,015,322,105	59.1	114,155,295,577	84.4	135,317,561,944	100.0
衛生費	63,474,067,849	支出額	12,417,825,817	20.8	9,810,608,920	16.4	16,533,316,653	27.7	11,488,893,571	19.2	9,535,391,124	15.9
		累計	12,417,825,817	20.8	22,228,434,737	37.2	38,761,751,390	64.8	50,250,644,961	84.1	59,786,036,085	100.0
労働費	11,357,403,548	支出額	728,019,062	7.5	936,935,147	9.6	1,324,499,929	13.6	3,609,573,387	37.0	3,166,873,652	32.4
		累計	728,019,062	7.5	1,664,954,209	17.0	2,989,454,138	30.6	6,599,027,525	67.6	9,765,901,177	100.0
農林水産業費	151,653,769,525	支出額	12,156,502,410	14.2	15,341,478,312	18.0	19,394,360,847	22.7	22,696,670,169	26.6	15,757,654,046	18.5
		累計	12,156,502,410	14.2	27,497,980,722	32.2	46,892,341,569	54.9	69,589,011,738	81.5	85,346,665,784	100.0
商工費	149,405,647,336	支出額	77,033,363,871	69.4	8,936,658,524	8.0	6,725,572,105	6.1	16,397,708,262	14.8	1,979,385,108	1.8
		累計	77,033,363,871	69.4	85,970,022,395	77.4	92,695,594,500	83.5	109,093,302,762	98.2	111,072,687,870	100.0
土木費	230,453,888,123	支出額	14,312,376,991	9.9	15,776,116,666	10.9	24,707,206,057	17.0	62,136,539,296	42.8	28,252,915,370	19.5
		累計	14,312,376,991	9.9	30,088,493,657	20.7	54,795,699,714	37.7	116,932,239,010	80.5	145,185,154,380	100.0
警察費	53,475,292,314	支出額	11,797,356,708	23.1	9,180,941,529	17.9	14,089,294,494	27.5	10,083,417,022	19.7	6,019,604,462	11.8
		累計	11,797,356,708	23.1	20,978,298,237	41.0	35,067,592,731	68.5	45,151,009,753	88.2	51,170,614,215	100.0
教育費	224,123,033,514	支出額	52,469,213,715	24.1	44,068,345,193	20.2	61,034,291,063	28.0	41,488,714,313	19.0	18,980,047,066	8.7
		累計	52,469,213,715	24.1	96,537,558,908	44.3	157,571,849,971	72.3	199,060,564,284	91.3	218,040,611,350	100.0
災害復旧費	383,447,299,404	支出額	15,341,206,876	8.2	27,101,371,967	14.5	51,565,475,903	27.7	44,789,136,098	24.0	47,521,521,001	25.5
		累計	15,341,206,876	8.2	42,442,578,843	22.8	94,008,054,746	50.5	138,797,190,844	74.5	186,318,711,845	100.0
公債費	112,147,638,000	支出額	5,829,320,887	5.2	31,958,577,075	28.5	9,400,500,864	8.4	64,916,010,204	57.9	21,707	0.0
		累計	5,829,320,887	5.2	37,787,897,962	33.7	47,188,398,826	42.1	112,104,409,030	100.0	112,104,430,737	100.0
諸支出金	114,659,100,000	支出額	11,692,935,000	10.2	20,057,177,655	17.5	13,429,368,124	11.7	69,366,633,385	60.6	0	—
		累計	11,692,935,000	10.2	31,750,112,655	27.7	45,179,480,779	39.4	114,546,114,164	100.0	114,546,114,164	100.0
予備費	334,326	支出額	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
歳出合計	1,727,270,550,679	支出額	243,225,930,394	18.5	216,948,048,017	16.5	282,050,358,795	21.5	406,370,836,298	30.9	165,842,263,308	12.6
		累計	243,225,930,394	18.5	460,173,978,411	35.0	742,224,337,206	56.5	1,148,595,173,504	87.4	1,314,437,436,812	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比		不納欠損額	収入未済額
				H28/H27	H27/H26		
	円	円	円	%	%	円	円
公債費	264,507,625,000	264,505,532,553	264,505,532,553	86.4	94.8	0	0
母子父子寡婦福祉資金	141,890,000	238,639,138	141,895,513	79.1	63.3	0	96,743,625
中小企業高度化資金	2,401,493,000	3,131,818,024	3,087,433,984	106.2	113.9	0	44,384,040
農業改良資金	38,417,000	258,497,306	241,611,322	110.3	109.1	0	16,885,984
沿岸漁業改善資金	50,802,000	589,024,386	589,024,386	102.5	76.1	0	0
林業・木材産業改善資金	51,445,000	360,219,861	342,776,454	100.8	84.5	0	17,443,407
県有林	309,041,000	378,201,308	378,201,308	91.7	107.5	0	0
土地取得	17,124,783,000	17,124,822,804	17,124,822,804	3,695.8	12.6	0	0
土地区画整理事業	718,304,000	718,329,198	718,329,198	21.3	123.2	0	0
流域下水道事業	(463,281,610) 11,168,654,610	10,774,505,238	10,424,489,238	100.2	90.7	0	350,016,000
港湾整備事業	(2,256,211,408) 9,161,596,408	8,628,998,094	8,628,973,424	80.2	92.8	24,670	0
歳入合計	(2,719,493,018) 305,674,051,018	306,708,587,910	306,183,090,184	91.2	94.1	24,670	525,473,056
前年度	(2,880,521,548) 334,075,867,548	336,347,144,528	335,889,704,426	—	—	8,997,376	448,442,726
比較増減(△)	(△161,028,530) △28,401,816,530	△29,638,556,618	△29,706,614,242	—	—	△8,972,706	77,030,330

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額を含んでいる。

イ 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額の年度対比		翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
			H28/H27	H27/H26	繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	%	円	円	円	円
公 債 費	264,507,625,000	264,505,532,553	86.4	94.8	0	0	0	2,092,447
母子父子寡婦福祉資金	141,890,000	77,292,960	53.6	79.4	0	0	0	64,597,040
中小企業高度化資金	2,401,493,000	2,398,187,840	381.0	122.7	0	0	0	3,305,160
農業改良資金	38,417,000	37,702,258	137.5	74.5	0	0	0	714,742
沿岸漁業改善資金	50,802,000	140,785	57.6	0.1	0	0	0	50,661,215
林業・木材産業改善資金	51,445,000	347,281	0.8	55.4	0	0	0	51,097,719
県 有 林	309,041,000	297,048,793	73.2	116.9	0	0	0	11,992,207
土 地 取 得	17,124,783,000	17,124,781,476	3,699.3	12.6	0	0	0	1,524
土地区画整理事業	718,304,000	718,301,359	21.3	123.4	0	0	0	2,641
流域下水道事業	(463,281,610) 11,168,654,610	9,794,381,004	96.0	90.9	1,175,242,680	0	1,175,242,680	199,030,926
港湾整備事業	(2,256,211,408) 9,161,596,408	7,136,603,975	79.8	90.2	1,114,501,120	851,166,728	1,965,667,848	59,324,585
歳 出 合 計	(2,719,493,018) 305,674,051,018	302,090,320,284	91.4	93.9	2,289,743,800	851,166,728	3,140,910,528	442,820,206
前 年 度	(2,880,521,548) 334,075,867,548	330,480,083,460	—	—	2,114,506,010	604,987,008	2,719,493,018	876,291,070
比 較 増 減 (△)	(Δ161,028,530) Δ28,401,816,530	Δ28,389,763,176	—	—	175,237,790	246,179,720	421,417,510	Δ433,470,864

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	96,743,625 円	母子父子寡婦福祉資金貸付金 92,959,047 円 母子父子寡婦福祉資金違約金 3,089,690 過年度過払金等返還金 694,888
中 小 企 業 高 度 化 資 金	44,384,040	設備導入資金 28,980,000 高度化資金 15,404,040
農 業 改 良 資 金	16,885,984	改良資金貸付金 16,480,500 違約金 405,484
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	17,443,407	改善資金貸付金 8,526,000 違約金 8,917,407
計	175,457,056	

(注) 繰越事業に係る未収入特定財源(国庫支出金350,016,000円)は除いている。

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
	円	円	円
流 域 下 水 道 事 業	463,281,610	463,281,610	0
港 湾 整 備 事 業	2,256,211,408	2,223,984,964	32,226,444
計	2,719,493,018	2,687,266,574	32,226,444

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
流 域 下 水 道 事 業	1 土 木 費	1 流域下水道管理費	158,071,120	0	158,071,120
		2 流域下水道建設費	1,017,171,560	0	1,017,171,560
		計	1,175,242,680	0	1,175,242,680
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	1,114,501,120	851,166,728	1,965,667,848
計			2,289,743,800	851,166,728	3,140,910,528

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	264,507,625,000	収入額	24,270,933,276	9.2	80,692,901,631	30.5	46,103,820,262	17.4	109,435,359,299	41.4	4,002,518,085	1.5
		累計	24,270,933,276	9.2	104,963,834,907	39.7	151,067,655,169	57.1	260,503,014,468	98.5	264,505,532,553	100.0
母子父子寡婦福祉資金	141,890,000	収入額	47,289,588	33.3	19,218,523	13.5	20,310,027	14.3	22,340,372	15.7	32,737,003	23.1
		累計	47,289,588	33.3	66,508,111	46.9	86,818,138	61.2	109,158,510	76.9	141,895,513	100.0
中小企業高度化資金	2,401,493,000	収入額	2,418,705,284	78.3	121,980,817	4.0	234,072,901	7.6	312,369,240	10.1	305,742	0.0
		累計	2,418,705,284	78.3	2,540,686,101	82.3	2,774,759,002	89.9	3,087,128,242	100.0	3,087,433,984	100.0
農業改良資金	38,417,000	収入額	237,510,696	98.3	161,000	0.1	3,654,000	1.5	945,000	0.4	△659,374	△0.3
		累計	237,510,696	98.3	237,671,696	98.4	241,325,696	99.9	242,270,696	100.3	241,611,322	100.0
沿岸漁業改善資金	50,802,000	収入額	587,152,948	99.7	240,000	0.0	2,320,000	0.4	240,000	0.1	△928,562	△0.2
		累計	587,152,948	99.7	587,392,948	99.7	589,712,948	100.1	589,952,948	100.2	589,024,386	100.0
林業・木材産業改善資金	51,445,000	収入額	314,041,408	91.6	15,000	0.0	23,970,000	7.0	15,000	0.0	4,735,046	1.4
		累計	314,041,408	91.6	314,056,408	91.6	338,026,408	98.6	338,041,408	98.6	342,776,454	100.0
県有林	309,041,000	収入額	20,370,704	5.4	241,742,759	63.9	71,832,239	19.0	91,204,322	24.1	△46,948,716	△12.4
		累計	20,370,704	5.4	262,113,463	69.3	333,945,702	88.3	425,150,024	112.4	378,201,308	100.0
土地取得	17,124,783,000	収入額	430,335	0.0	916,421	0.0	9,643,877,823	56.3	7,479,556,345	43.7	41,880	0.0
		累計	430,335	0.0	1,346,756	0.0	9,645,224,579	56.3	17,124,780,924	100.0	17,124,822,804	100.0
土地区画整理事業	718,304,000	収入額	472,154,914	65.7	150,503,312	21.0	36,424,662	5.1	33,198,656	4.6	26,047,654	3.6
		累計	472,154,914	65.7	622,658,226	86.7	659,082,888	91.8	692,281,544	96.4	718,329,198	100.0
流域下水道事業	11,168,654,610	収入額	958,547,721	9.2	1,398,108,697	13.4	3,155,241,610	30.3	3,230,397,358	31.0	1,682,193,852	16.1
		累計	958,547,721	9.2	2,356,656,418	22.6	5,511,898,028	52.9	8,742,295,386	83.9	10,424,489,238	100.0
港湾整備事業	9,161,596,408	収入額	2,247,136,973	26.0	316,944,259	3.7	319,615,208	3.7	5,608,273,176	65.0	137,003,808	1.6
		累計	2,247,136,973	26.0	2,564,081,232	29.7	2,883,696,440	33.4	8,491,969,616	98.4	8,628,973,424	100.0
歳入合計	305,674,051,018	収入額	31,574,273,847	10.3	82,942,732,419	27.1	59,615,138,732	19.5	126,213,898,768	41.2	5,837,046,418	1.9
		累計	31,574,273,847	10.3	114,517,006,266	37.4	174,132,144,998	56.9	300,346,043,766	98.1	306,183,090,184	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	264,507,625,000	支出額	51,970,933,276	19.6	60,349,269,571	22.8	41,167,252,322	15.6	111,018,077,384	42.0	0	—
		累計	51,970,933,276	19.6	112,320,202,847	42.5	153,487,455,169	58.0	264,505,532,553	100.0	264,505,532,553	100.0
母子父子寡婦福祉資金	141,890,000	支出額	17,829,491	23.1	4,992,237	6.5	19,720,197	25.5	10,497,793	13.6	24,253,242	31.4
		累計	17,829,491	23.1	22,821,728	29.5	42,541,925	55.0	53,039,718	68.6	77,292,960	100.0
中小企業高度化資金	2,401,493,000	支出額	81,940,942	3.4	1,808,203,295	75.4	89,404,098	3.7	388,282,622	16.2	30,356,883	1.3
		累計	81,940,942	3.4	1,890,144,237	78.8	1,979,548,335	82.5	2,367,830,957	98.7	2,398,187,840	100.0
農業改良資金	38,417,000	支出額	30,003,716	79.6	7,454,316	19.8	△ 2,700	0.0	2,430	0.0	244,496	0.6
		累計	30,003,716	79.6	37,458,032	99.4	37,455,332	99.3	37,457,762	99.4	37,702,258	100.0
沿岸漁業改善資金	50,802,000	支出額	3,705	2.6	10,184	7.2	14,000	9.9	36,000	25.6	76,896	54.6
		累計	3,705	2.6	13,889	9.9	27,889	19.8	63,889	45.4	140,785	100.0
林業・木材産業改善資金	51,445,000	支出額	0	—	148,080	42.6	0	—	56,880	16.4	142,321	41.0
		累計	0	—	148,080	42.6	148,080	42.6	204,960	59.0	347,281	100.0
県有林	309,041,000	支出額	9,257,149	3.1	24,169,698	8.1	226,055,189	76.1	34,256,745	11.5	3,310,012	1.1
		累計	9,257,149	3.1	33,426,847	11.3	259,482,036	87.4	293,738,781	98.9	297,048,793	100.0
土地取得	17,124,783,000	支出額	916,421	0.0	529,516	0.0	9,643,348,307	56.3	7,479,987,232	43.7	0	—
		累計	916,421	0.0	1,445,937	0.0	9,644,794,244	56.3	17,124,781,476	100.0	17,124,781,476	100.0
土地区画整理事業	718,304,000	支出額	11,521,036	1.6	1,995,644	0.3	5,877	0.0	3,315,644	0.5	701,463,158	97.7
		累計	11,521,036	1.6	13,516,680	1.9	13,522,557	1.9	16,838,201	2.3	718,301,359	100.0
流域下水道事業	11,168,654,610	支出額	1,521,647,783	15.5	2,517,203,287	25.7	1,775,361,047	18.1	3,061,511,445	31.3	918,657,442	9.4
		累計	1,521,647,783	15.5	4,038,851,070	41.2	5,814,212,117	59.4	8,875,723,562	90.6	9,794,381,004	100.0
港湾整備事業	9,161,596,408	支出額	453,963,477	6.4	1,699,562,790	23.8	109,415,309	1.5	4,380,736,859	61.4	492,925,540	6.9
		累計	453,963,477	6.4	2,153,526,267	30.2	2,262,941,576	31.7	6,643,678,435	93.1	7,136,603,975	100.0
歳出合計	305,674,051,018	支出額	54,098,016,996	17.9	66,413,538,618	22.0	53,030,573,646	17.6	126,376,761,034	41.8	2,171,429,990	0.7
		累計	54,098,016,996	17.9	120,511,555,614	39.9	173,542,129,260	57.4	299,918,890,294	99.3	302,090,320,284	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,542,229.80 m ²	△ 237,640.08 m ²	81,304,589.72 m ²
	う ち 山 林	61,282,881.35 m ²	84,741.38 m ²	61,367,622.73 m ²
	普 通 財 産	3,461,104.08 m ²	9,313.31 m ²	3,470,417.39 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	1,702.85 m ²	△ 1,702.85 m ²	0.00 m ²
	計	85,005,036.73 m ²	△ 230,029.62 m ²	84,775,007.11 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,253,166 m ³	33,882 m ³	1,287,048 m ³
	分 収 林	1,563,884 m ³	50,702 m ³	1,614,586 m ³
	計	2,817,050 m ³	84,584 m ³	2,901,634 m ³
建 物	行 政 財 産	2,690,603.46 m ²	△ 34,136.79 m ²	2,656,466.67 m ²
	普 通 財 産	118,216.65 m ²	△ 3,448.11 m ²	114,768.54 m ²
	計	2,808,820.11 m ²	△ 37,584.90 m ²	2,771,235.21 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	0 隻	5 隻
		1,352.00 総ト	0.00 総ト	1,352.00 総ト
	航 空 機	0 機	0 機	0 機
物 権	地 上 権	69,774,370.15 m ²	△ 857,416.66 m ²	68,916,953.49 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	35 件	1 件	36 件
	実 用 新 案 権	1 件	0 件	1 件
	育 成 者 権	17 件	0 件	17 件
	著 作 権	6 件	0 件	6 件
	商 標 権	10 件	2 件	12 件
有 価 証 券	株 券	1,077,770 千円	0 千円	1,077,770 千円
出 資 に よ る 権 利	出 資 証 券	3,281,826 千円	△ 2,485 千円	3,279,341 千円
	出 資 に よ る 権 利	42,306,197 千円	18,972,864 千円	61,279,061 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	5,032 個	△ 255 個	4,777 個
船 舶	32 隻	3 隻	35 隻
車 両	1,472 台	△ 3 台	1,469 台
合 計	6,536	△ 255	6,281

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	13,640,673,181 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	4,823,960 千円	宮城県信用保証協会中小企業経営安定資金債務保証に伴う損失補償 他

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	149,282,258,306 円	△ 2,137,560,482 円	147,144,697,824 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
レオネクスト K 旭ヶ浦 I 敷金	726,000	△ 301,000	425,000
レオネクスト K 旭ヶ浦 II 敷金	249,000	△ 51,000	198,000
レオネクスト 桜式番館 敷金	620,000	△ 159,000	461,000
一般公共施設整備事業貸付金	1,105,049,363	△ 340,391,180	764,658,183
過疎地域振興事業資金貸付金	11,949,852	△ 11,949,852	0
公営企業安定化資金貸付金	331,530,000	△ 38,600,000	292,930,000
東京事務所借上宿舎敷金	1,408,500	0	1,408,500
災害援護資金貸付金	15,710,461,282	△ 114,121,157	15,596,340,125
看護学生修学資金貸付金	1,553,878,075	△ 174,792,190	1,379,085,885
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	1,688,825,000	150,550,000	1,839,375,000
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	3,379,925,992	578,824,495	3,958,750,487
地方独立行政法人宮城県立こども病院法人移行前地方債償還債務負担金	6,700,006,435	△ 361,890,098	6,338,116,337
地方独立行政法人宮城県立病院機構法人移行前地方債償還債務負担金	5,354,460,585	△ 604,151,037	4,750,309,548
医学生修学資金等貸付金	853,200,000	12,000,000	865,200,000
介護福祉士等修学資金貸付金	38,728,288	△ 2,592,000	36,136,288
母子父子寡婦福祉資金貸付金	482,498,424	△ 29,069,574	453,428,850
被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	86,766,796,000	△ 236,304,440	86,530,491,560
企業振興投資育成事業資金貸付金	134,000,000	△ 14,000,000	120,000,000
機械類貸与資金貸付金	228,562,000	△ 25,396,000	203,166,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	27,000,000	△ 3,000,000	24,000,000
ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金	299,999,581	△ 200,000,000	99,999,581
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	2,121,903,000	△ 267,075,000	1,854,828,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
中小企業高度化資金貸付金	2,121,903,000	△ 267,075,000	1,854,828,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	263,517,980	△ 66,632,312	196,885,668
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (新設備貸与)	292,572,000	148,398,000	440,970,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (旧設備貸与)	229,582,017	△ 68,627,289	160,954,728
工場立地基盤整備事業貸付金	710,494,000	115,332,000	825,826,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
農業改良資金貸付金 (農業改良資金)	13,694,000	△ 7,105,000	6,589,000
農業改良資金貸付金 (就農支援資金)	171,742,921	△ 42,019,336	129,723,585
沿岸漁業改善資金貸付金	29,910,000	△ 14,240,000	15,670,000
林業・木材産業改善資金貸付金	72,581,000	△ 21,851,000	50,730,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	133,140,813	△ 13,098,000	120,042,813
新規参入者定着支援資金貸付金	1,000,000	0	1,000,000
就農支援資金県貸付金	115,803,881	△ 26,853,058	88,950,823
津波被害土地改良区債償還支援事業貸付金	41,084,565	△ 22,681,443	18,403,122
平成24年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付	166,526,721	△ 166,526,721	0
平成26年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付	13,207,106	△ 13,207,106	0
平成27年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付	55,916,184	△ 55,916,184	0
林業公社貸付金	892,567,305	17,000,000	909,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	249,507,000	△ 14,808,000	234,699,000
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,709,000,000	△ 150,000,000	7,559,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	3,920,000,000	0	3,920,000,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る金銭消費貸借	2,668,000,000	0	2,668,000,000
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	319,000,000	△ 58,000,000	261,000,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
平成27(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	0	1,880,000	1,880,000
高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	16,464,000	3,864,000	20,328,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舍敷金	207,000	0	207,000
石巻警察署署長宿舍敷金	213,000	0	213,000
気仙沼警察署署長宿舍敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舍敷金	71,000	0	71,000
古川警察署署長宿舍敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舍敷金	106,000	0	106,000
特別出向者入居用アパート敷金 (レオネクストパレハ201)	49,000	0	49,000
特別出向者入居用アパート敷金 (レオネクストパレハ202)	48,000	0	48,000
合 計	149,282,258,306	△ 2,137,560,482	147,144,697,824

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	22,276,701,585	△ 5,853,978,834	16,422,722,751
県 債 管 理 基 金	計	83,841,795,864	11,041,692,533	94,883,488,397
	有 価 証 券	12,500,000,000	3,500,000,000	16,000,000,000
	現 金	69,380,383,104	8,917,172,898	78,297,556,002
	繰 入 運 用	1,961,412,760	△ 1,375,480,365	585,932,395
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	85,378,207,070	△ 14,633,508,517	70,744,698,553
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	29,214,090,668	△ 3,206,356,335	26,007,734,333
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	80,648,622,575	△ 22,434,186,192	58,214,436,383
土 地 基 金	計	10,503,598,451	2,068,000	10,505,666,451
	現 金	10,503,598,451	△ 2,613,136,628	7,890,461,823
	貸 付 金	0	2,615,204,628	2,615,204,628
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
	(0)	(0)	(0)	
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	9,178,999,303	2,672,234,333	11,851,233,636
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
地 域 環 境 保 全 基 金	現 金	2,196,766,817	△ 428,915,401	1,767,851,416
環 境 創 造 基 金	現 金	594,047,767	107,797,162	701,844,929
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	2,107,214,085	△ 1,218,555,094	888,658,991
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	1,132,918,324	△ 11,692,906	1,121,225,418
文 化 振 興 基 金	現 金	3,860,290,526	△ 380,347,332	3,479,943,194
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	現 金	31,469,598	△ 19,075,571	12,394,027
災 害 救 助 基 金	現 金	1,980,329,476	△ 150,550	1,980,178,926
医 療 施 設 耐 震 化 臨 時 特 例 基 金	現 金	1,197,472,728	△ 1,191,247,332	6,225,396
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	30,520,798,223	△ 17,077,030,862	13,443,767,361
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	現 金	2,346,038,737	6,524,950,645	8,870,989,382
社 会 福 祉 基 金	現 金	1,598,688,315	△ 35,528,823	1,563,159,492
介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	3,016,338,755	△ 3,016,338,755	0
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	1,448,402,232	398,592	1,448,800,824
社 会 福 祉 施 設 等 耐 震 化 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	38,061,105	△ 38,061,105	0
自 殺 対 策 緊 急 強 化 基 金	現 金	176,907,463	△ 28,220,975	148,686,488
国 民 健 康 保 険 広 域 化 等 支 援 基 金	現 金	720,655,553	△ 52,317	720,603,236

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
国民健康保険財政安定化基金	現金	0	1,024,707,310	1,024,707,310
後期高齢者医療財政安定化基金	現金	2,138,182,101	507,583	2,138,689,684
子育て支援対策臨時特例基金	現金	3,554,921,166	△ 1,298,297,406	2,256,623,760
東日本大震災みやぎこども育英基金	現金	7,178,930,328	525,770,560	7,704,700,888
富 県 宮 城 推 進 基 金	現金	13,600,252,837	1,734,735,318	15,334,988,155
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	737,697,444	40,135	737,737,579
	現金	249,296,444	160,355,435	409,651,879
	貸付金	488,401,000	△ 160,315,300	328,085,700
緊急雇用創出事業臨時特例基金	現金	21,086,007,262	△ 3,699,360,138	17,386,647,124
農地中間管理事業等推進基金	現金	847,195,799	△ 176,251,197	670,944,602
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	682,375,853	2,269,000	684,644,853
	有価証券	539,700,000	0	539,700,000
	現金	142,675,853	2,269,000	144,944,853
農林水産業担い手対策基金	現金	1,450,966,073	△ 63,468,557	1,387,497,516
森林整備地域活動支援基金	現金	39,570,645	△ 4,041,590	35,529,055
森林整備加速化・林業再生基金	現金	14,133,122	△ 6,234,603	7,898,519
県 有 林 基 金	計	699,377,928	△ 28,388,062	670,989,866
	有価証券	8,086,050	0	8,086,050
	現金	691,291,878	△ 28,388,062	662,903,816
宮 城 み ど り の 基 金	現金	9,998,297	448,920	10,447,217
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	624,817,893	6,887,297	631,705,190
	有価証券	450,000,000	0	450,000,000
	現金	174,817,893	6,887,297	181,705,190
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	750,313,341	6,925,156	757,238,497
	有価証券	449,800,000	0	449,800,000
	現金	300,513,341	6,925,156	307,438,497
高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金	計	9,919,877,344	△ 1,914,270,140	8,005,607,204
	現金	1,131,427,076	26,800,629	1,158,227,705
	貸付金	8,788,450,268	△ 1,941,070,769	6,847,379,499
被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金	現金	735,040,692	△ 203,746,296	531,294,396
美 術 品 取 得 基 金	計	2,128,695,564	162,391	2,128,857,955
	現金	590,108,484	162,391	590,270,875
	美術品	703点	0	703点
		(1,538,587,080)	(0)	(1,538,587,080)

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現 金	4,597,793,002	△ 511,216,544	4,086,576,458
国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金	現 金	14,813,458	△ 14,813,458	0
合 計	計	444,819,375,369	△ 53,841,739,957	390,977,635,412
	有 価 証 券	13,947,586,050	3,500,000,000	17,447,586,050
	現 金	418,094,938,211	△ 56,480,078,151	361,614,860,060
	貸 付 金	9,276,851,268	513,818,559	9,790,669,827
	繰 入 運 用	1,961,412,760	△ 1,375,480,365	585,932,395
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
	美 術 品	703点	0点	703点
(1,538,587,080)		(0)	(1,538,587,080)	

(注)各基金における () 書は取得金額を示した。

なお、なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た財政調整基金4,000,000,000円、地域整備推進基金4,727,867,457円、県庁舎等整備基金2,111,297,749円、文化振興基金80,496,886円、地域環境保全基金4,367,077円、社会福祉基金386,913円、農林水産業担い手対策基金4,626,142円、スポーツ振興基金90,095,442円、森林整備地域活動支援基金1,546,610円、産業廃棄物税基金43,731,980円、富県宮城推進基金40,175,700円、消費者行政活性化基金1,071,659円、子育て支援対策臨時特例基金27,877,545円、緊急雇用創出事業臨時特例基金1,436,792,586円、自殺対策緊急強化基金30,862,827円、地域環境保全特別基金12,751,727円、環境創造基金139,707,137円、東日本大震災復興基金104,498,140円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金716,262,317円、東日本大震災復興交付金基金10,639,749円、農地中間管理事業等推進基金8,447,137円、地域医療介護総合確保基金24,192,215円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金11,303,109,000円、高等学校等育英奨学資金貸付基金2,260,000円、被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金29,788,000円、地域医療再生臨時特例基金855,169,109円、地域医療介護総合確保基金628,060,694円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	370,418,423,367	15,109,300,000	26,881,838,571	358,645,884,796
	一 般 単 独 事 業 債	362,036,019,268	4,506,400,000	15,731,582,662	350,810,836,606
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	5,110,167,066	113,100,000	436,055,232	4,787,211,834
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	745,815,454	0	156,674,636	589,140,818
	災 害 復 旧 事 業 債	4,313,480,034	3,804,700,000	891,540,861	7,226,639,173
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(608,798,330)	(372,800,000)	(100,586,134)	(881,012,196)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(3,704,681,704)	(3,431,900,000)	(790,954,727)	(6,345,626,977)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	3,515,121,528	1,718,800,000	11,095,202	5,222,826,326
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	12,105,077,146	0	690,537,060	11,414,540,086
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	518,435,982	0	114,054,784	404,381,198
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	15,832,723,125	2,708,500,000	2,129,487,587	16,411,735,538
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	813,960,784	0	110,218,535	703,742,249
	減 収 補 填 債	49,885,463,282	0	415,769,618	49,469,693,664
	上 水 道 事 業 出 資 債	11,128,587,581	4,000,000	1,327,552,852	9,805,034,729
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	1,231,731,517	0	182,053,386	1,049,678,131
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000	0	0	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,452,555,287	0	97,113,481	1,355,441,806
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	19,570,860,587	2,340,400,000	1,829,797,992	20,081,462,595
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	4,540,058,696	0	2,099,182,608	2,440,876,088
臨 時 財 政 特 例 債	541,216,005	0	129,652,481	411,563,524	
減 税 補 填 債	34,459,675,218	0	270,479,564	34,189,195,654	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 填 債	2,438,383,678	0	584,814,454	1,853,569,224
	臨 時 財 政 対 策 債	579,740,132,439	44,456,110,000	30,268,634,107	593,927,608,332
	調 整 債	33,309,088	0	8,327,272	24,981,816
	財 政 健 全 化 債	10,838,600,000	0	2,095,300,000	8,743,300,000
	地 域 再 生 事 業 債	10,644,900,000	0	1,658,975,000	8,985,925,000
	行 政 改 革 推 進 債	15,269,340,000	0	50,830,000	15,218,510,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,517,000,000	0	0	4,517,000,000
	退 職 手 当 債	31,608,000,000	0	200,000,000	31,408,000,000
	財 源 対 策 債	6,072,663,716	0	391,061,525	5,681,602,191
	借 換 債	0	125,999,800,000	125,999,800,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	18,090,258,496	230,232,666	603,660,995	17,716,830,167
	小 計	1,577,617,959,344	200,991,342,666	215,366,090,465	1,563,243,211,545
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	265,282,555	0	0	265,282,555
	中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	91,962,700,480	74,199,000	441,185,952	91,595,713,528
	県 有 林 整 備 債	2,522,448,305	0	119,167,284	2,403,281,021
	土 地 区 画 整 理 事 業 債	57,691,701	0	16,554,104	41,137,597
	流 域 下 水 道 事 業 債	20,757,750,381	813,500,000	2,080,107,209	19,491,143,172
	港 湾 整 備 事 業 債	28,436,930,280	4,024,600,000	4,920,418,614	27,541,111,666
小 計	144,002,803,702	4,912,299,000	7,577,433,163	141,337,669,539	
合 計	1,721,620,763,046	205,903,641,666	222,943,523,628	1,704,580,881,084	

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成 29 年 7 月 10 日審査に付された平成 28 年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成29年3月31日現在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 10,503,598,451	円 7,030,021,724	円 9,643,158,352	円 7,890,461,823
貸 付 金	0	9,643,158,352	7,027,953,724	2,615,204,628
計	10,503,598,451	16,673,180,076	16,671,112,076	10,505,666,451

(土地増減の内訳)

なし

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成29年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 249,296,444	円 173,355,435	円 13,000,000	円 409,651,879
貸 付 金	488,401,000	13,000,000	173,315,300	328,085,700
計	737,697,444	186,355,435	186,315,300	737,737,579

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成23年度	7 件	円 173,522,750	0 件	円 0	1 件	円 40,285,000	6 件	円 133,237,750
平成24年度	6	133,237,750	6	407,750,000	0	39,548,000	12	501,439,750
平成25年度	12	501,439,750	2	60,250,000	1	45,348,250	13	516,341,500
平成26年度	13	516,341,500	1	50,000,000	3	104,839,750	11	461,501,750
平成27年度	11	461,501,750	3	67,200,000	0	40,300,750	14	488,401,000
平成28年度	14	488,401,000	1	13,000,000	1	173,315,300	14	328,085,700

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成29年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 590,108,484	円 162,391	円 0	円 590,270,875
美 術 品	1,538,587,080	0	0	1,538,587,080
計	2,128,695,564	162,391	0	2,128,857,955

(美術品増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売払 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 43	円 460,853,000	点	円	点	円	点 43	円 460,853,000
版 画	251	135,925,750					251	135,925,750
彫 刻	20	298,337,330					20	298,337,330
写 真	242	22,464,000					242	22,464,000
素 描	89	323,961,000					89	323,961,000
日 本 画	42	285,460,000					42	285,460,000
工 芸	16	11,586,000					16	11,586,000
計	703	1,538,587,080	0	0	0	0	703	1,538,587,080

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成29年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 1,131,427,076	円 1,612,369,829	円 1,585,569,200	円 1,158,227,705
貸 付 金	8,788,450,268	1,583,759,200	3,524,829,969	6,847,379,499
計	9,919,877,344	3,196,129,029	5,110,399,169	8,005,607,204

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成23年度	人 5,396	円 3,192,674,324	人 7,162	円 2,203,996,000	人 52	円 62,403,348	人 12,506	円 5,334,266,976
平成24年度	12,506	5,334,266,976	2,425	1,932,170,093	742	426,463,578	14,189	6,839,973,491
平成25年度	14,189	6,839,973,491	2,124	1,668,371,000	997	694,964,229	15,316	7,813,380,262
平成26年度	15,316	7,813,380,262	2,122	1,490,714,000	1,162	941,610,205	16,276	8,362,484,057
平成27年度	16,276	8,362,484,057	1,859	1,366,460,000	1,042	940,493,789	17,093	8,788,450,268
平成28年度	17,093	8,788,450,268	2,960	1,583,759,200	5,994	3,524,829,969	14,059	6,847,379,499

(注) 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、美術品取得基金において、点数で約 700 点、金額で約 15 億 3 千 9 百万円の美術品を有しているが、その保管や取扱に関する規程は整備されていないことから、必要な規程の整備なども含め、県民の貴重な財産である美術品の確実な維持管理を図らねたい。

高等学校等育英奨学資金貸付基金において、奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約 2 億 5 百万円となり、前年度に比べ約 4 千 7 百万円増加し、近年増加傾向にあり、資金不足により貸付に支障が生じることが危惧される。

したがって、基金事業の特別会計化を検討し、収入未済額を「見える化」することで積極的な縮減に向けた取組を容易にするなど、より一層の収納促進を図らねたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮監委 第 57 号

平成 29 年 9 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

平成 28 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 28 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，平成 28 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

平成 28 年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は 14.9 %と前年度と比較して微増したが、将来負担比率は、県債の償還が進み、県債残高が下がったことなどから、169.9 %と前年度と比較して微減した。

今回の比率によると、昨年度同様、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率も経営健全化基準を下回ったが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は、県税収入の伸びが鈍化する一方で、復興の進展に伴い生じる様々な課題への対応に加え、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加する傾向にあることから、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等についての的確に分析し、全庁一体となって赤字団体又は財政再生団体への転落は回避するとの強い決意の下、健全な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

平成 28 年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成 28 年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25％）

平成28年度の実質公債費比率は14.9％となっており、前年度と比較し微増した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400％）

平成28年度の将来負担比率は169.9％となっており、前年度と比較し微減した。

(5) 資金不足比率

平成28年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 27 年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	14.9	14.5	25.0	35.0
④将来負担比率	169.9	171.8	400.0	
資金不足比率	平成 28 年度	平成 27 年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業特別会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3ヶ年平均)

- ② 準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ② 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
（本県における「ヘ」該当法人）
宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（地独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，（公財）宮城県フェリー埠頭公社，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会 ※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人，（一社）は一般社団法人を表します。
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
（将来負担額から控除されるもの）
- ③ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

（1）一般会計等

- ① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計
- ⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

- （地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計
- （地方公営企業法非適用企業）④ 流域下水道事業特別会計 ⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度意見に対する執行部の対応状況

事項名：（１）本県の財政状況及び財政運営の考え方について

意 見 の 内 容
<p>平成 27 年度の国内経済は、平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響を脱して、緩やかな回復基調が続いた。また、企業や家計の所得の増加もあり、名目 GDP、実質 GDP ともにプラス成長となった。</p> <p>本県経済は、震災復興需要などの波及効果もあり高い水準で推移しており、平成 26 年に引き続き緩やかな回復基調となった。</p> <p>具体的には、平成 27 年度の公共工事請負金額は 8,314 億円で、前年度比 1.2 %増で、2 年連続の増加となり、平成 27 年の有効求人倍率は、震災復興需要もあり 1.33 倍と、4 年連続で 1 倍超えの高水準となった。また、新設住宅着工戸数は、災害復興住宅の着工が減少したことなどにより 4 年ぶりの減少となった一方で、個人消費（百貨店・スーパー販売額）は 2 年連続の増加となった。</p> <p>このような中で、本県の財政状況は、県税収入が、県内企業の震災からの復旧・復興などにより順調な伸びを示した一方で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が依然として 90 %台後半の高い水準で推移しており、厳しい状況が続いている。</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興が県政の最重要課題である本県では、「宮城県地方創生総合戦略」（平成 27 ～ 31 年度）を踏まえて改訂した「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26 ～ 29 年度）【平成 28 年度版】」に基づき、震災からの復興、人口の減少や少子高齢化への対応、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど、先進的な地域づくりに取り組んできた。このための財源確保などについて、平成 26 年 2 月に策定された「みやぎ財政運営戦略」に基づいて、財政の健全化、持続可能な財政運営、創造的な復興のための予算の重点配分などの取組を行った結果、当面の急激な財政状況の悪化を回避できたことは、適切に財政運営が行われていると評価できるところである。</p> <p>引き続き「みやぎ財政運営戦略」に基づき、徹底した歳入確保に努めるとともに、歳出面においても効率的・効果的な事業実施を図り、赤字団体又は財政再生団体への転落回避の取組を継続されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「みやぎ財政運営戦略」に定める取組を継続的に実施することにより、持続的な予算編成及び効率的かつ優先的な財源配分の実現に努めた。（継続） ○東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求める要望活動を実施した。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <p>国の集中復興期間の終了後、一部の事業については自治体負担が導入されたものの、その程度は通常の災害時における負担と比べて十分に軽減されたものとなり、県財政への影響は限定的なものとなった。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>「中期的な財政見通し」では、平成 32 年度に約 101 億円の財源不足が生じる見通しとなっており、その回避に向けた歳入確保や歳出抑制の取組の継続が必要である。また、復旧・復興の進展に伴い生じる新たな行政課題や、増加を続ける社会保障関係経費への対応、老朽化が進む公共施設の管理などを進めながら、安定的な財政運営に注力する必要がある。</p> <p>《平成 29 年度以降の取組》</p> <p>「みやぎ財政運営戦略」の期間は平成 29 年度までとなっており、今後、「宮城県震災復興計画」に定める発展期以降を見据えた財政運営の方針を検討する必要がある。</p>

事項名：(2) 平成27年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

意 見 の 内 容
<p>本県においては、平成27年度は「宮城県震災復興計画」における「再生期」の2年目に入り、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて重点的に予算配分を行うとともに、国の財政支援制度を最大限活用し、各種施策の実施に必要な財源の確保に努めた。</p> <p>その結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆8,325億9,272万2,319円で、前年度と比較し21億7,997万3,874円(0.1%)の増となり、歳出決算額は1兆6,961億1,328万9,657円で、前年度と比較し112億7,650万6,949円(0.7%)の増となった。したがって、歳入歳出差引額（形式収支額）は1,364億7,943万2,662円の黒字となったが、前年度と比較すると90億9,653万3,075円(6.2%)の減となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,149億584万7,607円を控除した実質収支額は215億7,358万5,055円で、このうち一般会計の実質収支額は178億8,711万987円の黒字となり、前年度と比較すると213億5,412万2,453円(54.4%)の減となった。</p> <p>県債残高は1兆7,216億2,076万3,046円となり、前年度比で301億7,965万6,438円（1.7%）の減で、前年度に引き続き2年連続の減少となった。また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は1,061億1,849万7,449円となり、前年度と比較すると47億5,461万6,145円(4.3%)減少した。</p> <p>以上のように、実質収支額（一般会計）は黒字を計上しており、一方で、財源調整機能を有する2基金の現在高は減少した。ここで、実質収支額の中には、震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれており、当該分は翌年度以降に返還することが予定されていること、また、2基金の現在高には、翌年度以降予定される県債償還や復興事業等の財源確保のための積立分が含まれていることに留意する必要がある。したがって、今後も、このような財政の現状と今後の見通しについて県民に十分に説明するように努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算の状況や中期的な財政見通し等について、表やグラフを用いながら、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供に努めた。(継続) ○予算・決算の公表の際は通常分と震災分を区分して表示するなど、県財政における復旧・復興事業の状況等の分かりやすい説明に努めた。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <p>県政だよりや県ホームページ等の複数の手法を活用し、図解を交えた情報提供を行うことにより、現在の財政運営の状況や今後の見通し等について、県民理解が促進されるよう工夫した。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>実質収支や基金の状況は今後も大きな変動が予想されるため、県民の理解を得ながら復旧・復興を進める観点からも、分かりやすい説明に向けた工夫が必要である。</p> <p>《平成29年度以降の取組》</p> <p>震災予算の明示をはじめとして、県財政の現状や今後の見通し等について、分かりやすい情報提供に努める。</p>

事項名：(3) 財政運営の留意点について

意見の内容

これまで県においては、数次にわたる「財政再建推進プログラム」及び「みやぎ財政運営戦略」に基づいて、地方交付税の削減や社会保障関係経費の増大などに対応しながら、財政再生団体への転落を回避するための、歳入確保や歳出抑制などの取組をしてきたところである。

東日本大震災で大きな被害を受けた沿岸部の市町においては、防潮堤、災害公営住宅などハード面の整備は進みつつあるものの、創造的復興を進めるためには、大きな被害を受けた農業や水産業をはじめとする県内産業の再生など、ソフト面の課題への速やかな対応が求められており、そのための財源確保が必要である。

県の財政状況を表す主な財政指標のうち実質公債費比率は、県債の元利償還金等が増加したことから 14.5 %となり、前年度と比較し 0.4 ポイントの上昇、また、将来負担比率は、県債の償還が進み、県債残高が減少したことから 171.8%となり、前年度と比較し 15.4 ポイント低下した。これら実質公債費比率及び将来負担比率の数値は、いずれも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定めている健全な範囲にあるが、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

今後、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26～29 年度）【平成 28 年度版】」に基づき、再生期の 4 年間で被災者の生活再建のための住宅や安定的な雇用の確保、地域経済の再生などを着実に実施するために、なお一層の歳入確保及び歳出抑制に努められたい。特に、平成 27 年度で 5 年間の国の集中復興期間が終了し、今後の復興事業に対する財政支援措置に、事業によっては自治体負担が導入されたことから、各省庁の動向を的確に把握した上で、復旧・復興事業に必要な財源の確保に万全を期されたい。

対応の状況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

○東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求める要望活動を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

国の集中復興期間の終了後、一部の事業については自治体負担が導入されたものの、その程度は通常の災害時における負担と比べて十分に軽減されたものとなり、県財政への影響は限定的なものとなった。

《今後の課題》

「宮城県震災復興計画」の期間は平成 32 年度までとなっており、創造的な復興の実現のためにも、今後とも国からの財政支援が継続される必要がある。

《平成 29 年度以降の取組》

国に対して、復旧・復興に係る特例的な財政支援や各種制度が今後も継続されるよう、引き続き要望活動を行う。

事項名：(4) 新たな地方公会計制度への対応について

意 見 の 内 容
<p>平成 29 年度に導入が予定されているこの新たな地方公会計制度により、固定資産、行政コストなど財政状況を分かり易く把握できるようになるなどのメリットがあり、また、財政の透明性を高め、県民に対してより適切に説明責任を果たす観点からも有効活用が期待される。</p> <p>平成 27 年度における新たな地方公会計に係る本県の取組は、既存の財務会計システムの新たな地方公会計への対応や、固定資産台帳の整備などが計画どおり進められたところであるが、平成 29 年度に予定している平成 28 年度決算に係る財務書類の公表に向け、職員に対する研修なども含め着実に準備を進められたい。</p> <p>なお、平成 27 年度宮城県歳入歳出決算附属書における財産に関する調書のうち、債権の現在高に関して集計方法の不統一があり、計上すべき債権について平成 27 年度決算から改めて整理がなされたところである。また、新たな地方公会計制度では、これまで公有財産の現在高には計上されてこなかった道路や河川などの公共用財産についても固定資産としての計上が必要となってくる。よって、これらを踏まえ、新たな地方公会計制度の導入を契機に、統一的な資産管理の在り方についても検討されたい。</p> <p>また、新たな地方公会計制度に基づき作成される貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書など財務書類を活用することにより、公共用財産などのストック情報も含めた資産、負債及び純資産の状況把握が容易になる。さらに、事業や施設といったセグメント単位での財務書類の作成が進めば、セグメントごとに行政サービスに要するフルコスト（これまで算入されなかった人件費や事務費などを含めたコスト）や投資効果などの分析が可能となるメリットがある。これらを踏まえ、県民等への説明責任を果たしていく上で有用な新たな地方公会計制度の運用及び具体的な活用策についても検討を進められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課、管財課、出納局 会計課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統一的な基準による地方公会計制度の円滑な導入のため、庁内説明会や複式簿記研修会等の開催により全庁的な制度の周知を図る。(新規) ○歳入歳出等の仕訳や固定資産台帳の整備にあたってのマニュアルを作成するとともに、国から提供された標準ソフトウェアとの連携を図るためのサブシステムを構築し、全庁的な作成試行を実施する。(新規) ○公有財産台帳と固定資産台帳の関係も含め、新たな地方公会計制度の導入を契機とした、統一的な資産管理の在り方を検討する。(新規) <p>《成果（取組結果）》</p> <p>統一的な地方公会計制度の前提となり、公共施設等のマネジメントの観点からも重要な役割を果たす固定資産台帳の整備を進めた。また、地方機関も含めた庁内説明会や民間講師を招いての複式簿記研修会（受講者約 100 人）を開催したほか、イントラネットの庁内リンク集に地方公会計に関するページを設けて情報提供を行うことにより、庁内における理解を醸成することができた。</p> <p>さらに、平成 29 年度における財務書類の作成作業を円滑に進めるため、12 月からは作成作業の試行に着手し、執行機関からの各種問い合わせへの対応や訪問指導、課題の洗い出しや各部門との協力による対策の検討を行った。</p> <p>あわせて、企業会計上の取扱いについて専門的な見地からのアドバイスを受けるため、1 月から公認会計士を相談顧問に委嘱した。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>財務書類の作成や固定資産台帳の更新に向け、庁内における制度への理解や協力体制の構築に継続して取り組むとともに、作成後の公表や活用の方法、統一的な資産管理の在り方等について検討を行う必要がある。</p> <p>《平成 29 年度以降の取組》</p> <p>平成 29 年度中の公表に向け、全庁的な協力体制を構築しながら財務諸表の作成を進めるとともに、その活用に向けた検討を行う。</p>

事項名：(5) 行財政改革について

意見の内容

本県では、平成 11 年の財政危機宣言以降、数次にわたる「財政再建推進プログラム」及び「みやぎ財政運営戦略」などにに基づき、人件費の抑制、事務事業の見直し、県有資産の有効活用など、歳入確保や歳出抑制に取り組んできた。また、復興を支えるための事業の選択と集中及びそのための体制づくりを推進するため、平成 28 年 3 月に「宮城県行政改革・行政運営プログラム」を改訂した。今後ともこれら計画に基づき、財政の健全化に向けた取組に努められたい。

また、公社等の外郭団体の改革については、数次にわたる「宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく取組を行ってきた結果、公社等への県の関与の適正化、自立的運営の促進など一定の成果を上げてきた。しかしながら、収入未済や累積債務などの課題を抱える団体があることから、経営改善や経営基盤強化に向けて、より一層の取組強化に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- ・平成 26 年 3 月に策定した「行政改革・行政運営プログラム」の改革 4 において「持続可能な財政運営の確立」を掲げ、歳入歳出両面にわたる対策に取り組みながら、予算の重点化や財源の有効活用を進めた。(継続)
- ・平成 26 年 3 月に策定した「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、公社等が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続)
- ・経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち 2 団体を対象として、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議を行い、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に基づいて県が助言・指導を行った結果等により、平成 27 年度決算において、当期正味財産の増又は当期利益を計上した団体が、前年度より 1 団体増加して 36 団体となった。

《今後の課題》

- ・引き続き「改善支援団体」である 11 団体への重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する必要がある。

《平成 29 年度以降の取組》

- ・「行政改革・行政運営プログラム」及び「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」が平成 29 年度末に計画期間が終了することから、それぞれ次期計画を策定の上、財政の健全化及び公社等の経営改善に向けた取組を継続することとしている。

事項名（6）収入未済について（県税）

意 見 の 内 容
<p>平成 27 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 69 億 4,793 万 3,065 円で、前年度と比較し 6 億 3,239 万 4,844 円（8.3%）減少している。</p> <p>県税の収入未済額は 47 億 7,951 万 5,201 円で、前年度と比較し 5 億 3,055 万 5,543 円（10.0%）減少しており、収入率については 98.3%で、平成元年度以降最も高い水準となった。</p> <p>個人県民税においては、引き続き各県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 9 千万円減少している。</p> <p>個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮をしつつ、滞納処分強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、前年度と比較して約 4 千万円減少している。</p> <p>こうした収入未済縮減に向けた取組は評価するものであるが、県税は県の収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 7 割を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事であるとの認識の下、市町村と連携した取組を進められたい。</p> <p>県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）についても、21 億 6,841 万 7,864 円と、前年度から 1 億 183 万 9,301 円（4.5%）減少している。これは、特別納付金や返還金において収入未済額が増加した一方で、保留地処分金（土地区画整理事業）や県営住宅使用料などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止により収入未済額が減少したことによるものである。</p> <p>また、これまで増加し続けていた母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が初めて減少した。その取組については評価するものであるが、未だに同償還金において約 9 千 6 百万円の未済を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意すべきである。</p> <p>このため、他の成果を上げている事例、たとえば県税や県営住宅使用料の担当部署の取組について情報共有を図るなど、収入未済額縮減推進会議における取組の充実に努めることで、すでに収入未済となっているものの回収と併せて、新たな収入未済の発生の防止についてもなお一層尽力願いたい。また、低所得による経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応について検討願いたい。</p> <p>なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には（平成 27 年度：県税約 6 億円、県営住宅使用料約 4 千 6 百万円）、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 税務課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>○個人県民税</p> <p>平成 28 年 3 月に策定した「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」において、個人県民税を徴収対策の重点税目と定め、県は市町村のパートナーとして、市町村の実情に応じて積極的に支援を行うとともに、市町村と連携・協働した取組みを実施している。（拡充）</p> <p>同計画の市町村支援に係る新たな項目として、「県税職員の市町村職員併任制度の活用」、「市町村職員の相互併任制度の調整」、「納税環境整備等に係る情報提供」を追加し、市町村支援の取組拡大を明確化している。（新規・拡充）</p> <p>○その他の税目</p> <p>個人県民税以外の税目については、自動車税納期内納税キャンペーンの実施や現年分の滞納整理の早期実行により、滞納繰越の防止を図っている。（継続）</p> <p>また、滞納処分を中心とする取組を徹底するとともに、事務所間連携により人的・技術的な協力体制を整えて、技術の習得・蓄積を図っている。（継続）</p> <p>経済的困窮者に対する滞納整理については、客観的資料や財産調査により納付能力を的確に把握し、納税緩和制度を適切に運用するとともに、関係する相談機関の情報を提供するなど、生活困窮からの自立に配慮して行っている。（継続）</p> <p>不納欠損処理については、搜索も含めて、徹底した財産調査により滞納処分可能財産の発見に努めるが、財産が発見できない場合や、財産があっても換価・配当が見込めない場合は、滞納処分の執行停止を行い、適切な租税債権の管理をした上で行っている。（継続）</p>

《成果（取組結果）》

○個人県民税

平成 29 年 3 月末現在の収入率は、現年分 85.59 %（対前年比 0.01 ポイント増）、滞納繰越分 32.75 %（対前年比 2.60 ポイント増）、合計 83.06 %（対前年比 0.59 ポイント増）とすべて上昇している。

県税職員の市町村職員併任については、4 県税事務所・地域事務所で 17 名の併任発令を行った。そのうち 2 県税事務所で市町村間の調整を図った結果、市町村職員 18 名の相互併任が行われた。

平成 28 年度の特別徴収実施率は 84.99 %と前年より 0.84 ポイント向上した。

宮城県市町村合同公売会を 11 月 12 日に登米市で開催し、14 市町村と 8 県税事務所が出品した 172 品中 159 品が落札され、買受代金 762,354 円を滞納税等に充当した。

宮城一斉滞納整理強化月間には、すべての県税事務所・地域事務所と市町村が参加し、県と市町村が共同での催告などを実施した。

地方税滞納整理機構による市町村税の徴収は、23 市町村 901 事案を引き受け滞納整理を実施している。

市町村職員に対する滞納整理研修は、新任滞納整理担当研修、滞納整理担当基礎研修、滞納整理テーマ別研修及び滞納整理管理者研修を延べ 9 日開催し、延べ 155 名の市町村職員が参加した。

○その他の税目

平成 29 年 3 月末現在の収入率は、現年分 97.72%（対前年比 0.04 ポイント減）、滞納繰越分 51.20%（対前年比 7.73 ポイント増）、合計 97.56%（対前年比に同じ）と滞納繰越分のみ大きく上昇している。

平成 28 年度自動車税定期賦課の納期内納付率は、75.57%（対前年比 0.31 ポイント増）と上昇している。

平成 29 年 3 月末現在の差押件数 5,181 件、捜索件数 29 件、タイヤロック 6 件の滞納処分を行っている。一方、納税緩和制度として、徴収猶予 1 件（事業廃止）、換価の猶予 3 件（一時納付により事業継続困難）、滞納処分の執行停止 700 件を行っている。

《今後の課題》

徴収対策の重点税目である個人県民税については、依然、県税収入未済額の 8 割を超えていることから、市町村の実情に応じて、積極的に支援を行うとともに、市町村と連携・協働して各取組を実施する必要がある。また、滞納整理業務改善運動をさらに推進し、市町村が効果的・効率的な滞納整理を行う組織体制を整え、単独で高い収入率を達成できるよう、市町村の状況に即した支援が必要である。

特別徴収の推進については、市町村ごとに特別徴収義務者の把握状況に差があることから、実態把握を促すとともに、特別徴収未実施事業所の解消や特別徴収義務者の滞納について、市町村と連携して対応する必要がある。

また、個人県民税以外の税目について、法人二税や個人事業税において、国税の税務調査により遡及して更正や決定処分となったものが、高額滞納となるものなど、困難案件が増加しており、収入未済額の増加が懸念されるため、より適切で効果的な取組が必要である。

《平成 29 年度以降の取組》

「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」に掲げる収入未済額縮減のための各種取組の継続と充実を図るとともに、県と市町村及び県機関同士の連携をさらに強化していく。

事項名：(6) 収入未済について（県税以外）

意 見 の 内 容
<p>平成 27 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 69 億 4,793 万 3,065 円で、前年度と比較し 6 億 3,239 万 4,844 円（8.3%）減少している。</p> <p>県税の収入未済額は 47 億 7,951 万 5,201 円で、前年度と比較し 5 億 3,055 万 5,543 円（10.0%）減少しており、収入率については 98.3%で、平成元年度以降最も高い水準となった。</p> <p>個人県民税においては、引き続き各県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 9 千万円減少している。</p> <p>個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、前年度と比較して約 4 千万円減少している。</p> <p>こうした収入未済縮減に向けた取組は評価するものであるが、県税は県の収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 7 割を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事であるとの認識の下、市町村と連携した取組を進められたい。</p> <p>県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）についても、21 億 6,841 万 7,864 円と、前年度から 1 億 183 万 9,301 円（4.5%）減少している。これは、特別納付金や返還金において収入未済額が増加した一方で、保留地処分金（土地区画整理事業）や県営住宅使用料などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止により収入未済額が減少したことによるものである。</p> <p>また、これまで増加し続けていた母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が初めて減少した。その取組については評価するものであるが、未だに同償還金において約 9 千 6 百万円の未済を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意すべきである。</p> <p>このため、他の成果を上げている事例、たとえば県税や県営住宅使用料の担当部署の取組について情報共有を図るなど、収入未済額縮減推進会議における取組の充実に努めることで、すでに収入未済となっているものの回収と併せて、新たな収入未済の発生の防止についてもなお一層尽力願いたい。また、低所得による経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応について検討願いたい。</p> <p>なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には（平成 27 年度：県税約 6 億円、県営住宅使用料約 4 千 6 百万円）、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。</p>

対 応 の 状 況

<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>県税以外の収入未済額については、収入未済額縮減推進会議を年に 3 回開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、平成 27 年度決算時点の収入未済額から今後 3 年間で 3 億円を縮減するよう進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全庁を挙げて取り組んでいる。また、債権管理担当者のスキルアップのため、弁護士を外部講師として招き、私債権にテーマを絞った債権管理研修会を開催したほか、地方機関への訪問指導や債権管理の情報提供を行うなど業務支援の充実を図っている。</p> <p>なお、債権管理担当課（室）においては、債務者の生活状況や経営状況を把握するとともに、文書や訪問等による催告を行うほか、回収不能と判断した債権については適宜、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理に努めている。</p> <p>主な債権の取組概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [特別納付金] <ul style="list-style-type: none"> ①市町村及び金融機関への債務者の財産調査（継続） ②自宅訪問等による直接納付交渉（継続） ・ [生活保護扶助費返還金] <ul style="list-style-type: none"> ①福祉事務所を対象とした債権管理研修会の開催（新規） ②生活保護法第 78 条の 2 に基づき、生活保護法第 78 条に係る徴収金の生活保護費からの徴収（継続） ③被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配付し、収入申告義務の周知徹底を図るなど新たな収入未済発生の防止（継続） ④生活保護受給者の社会的・経済的自立のための援助方針の策定及び支援（継続） ⑤就労支援員による就労可能と判断した生活保護受給者への就労支援（継続） ・ [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金] <ul style="list-style-type: none"> ①一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付の促進（継続） ②収入未済の未然防止策や発生時の対応、処分に至るまでの統一的な事務処理要領とマニュアルによる債権管理（継続）

- ③債権管理システム導入に向けた調整（継続）
- ④ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援（継続）
- ・[中小企業高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金]
- ①中小企業高度化資金貸付金について、中小企業基盤整備機構で契約した債権回収会社（サービサー）の活用（新規）
- ②連帯保証人に対し、自立支援に関する情報提供（新規）

・[県営住宅使用料等]

- ①初期滞納者への催告・臨戸訪問・面談等の強化（拡充）
- ②退去滞納者・連帯保証人に対する催告・臨戸訪問・面談等の強化（継続）
- ③生活保護受給者の代理納付の利用拡大（継続）
- ④サービサーの活用（継続）
- ⑤悪質滞納者への適切な法的措置（弁護士委託を含む）の実施（継続）

・[交通信号機等損壊による損害賠償金]

- ①定期的な電話連絡による生活状況等の確認及び催告の実施（継続）
- ②分割納付及び一部現金納付の実施（継続）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

・[特別納付金]

自宅訪問等による直接納付交渉や財産調査による預金差押により、平成 28 年度の収入未済額縮減目標額 820 千円に対して 3 月末時点で 843 千円縮減した。

・[生活保護扶助費返還金]

夜間・休日を含めた個別訪問、催告等のほか、履行延期特約承認の申請による分割納入の指導により、平成 28 年度の収入未済額縮減目標額 10,215 千円に対して 3 月末時点で 14,671 千円縮減した。

・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

申請時や償還開始時以外にもこまめに連絡を取り、債務者の生活状況の把握や償還指導を行い、一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付を促進したことにより、平成 28 年度の収入未済額縮減目標額 17,549 千円に対して 3 月末時点で 15,183 千円縮減した。

・[中小企業高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金]

滞納企業の経営改善について指導・助言を行ったほか、訪問調査、納付指導等を実施し、分割徴収したことにより、平成 28 年度の収入未済額縮減目標額 3,100 千円に対して 3 月末時点で 2,610 千円縮減した。

・[県営住宅使用料等]

臨戸訪問（1,999 件）等により納付を促したほか、悪質滞納者への法的措置（明渡訴訟：16 件）の実施やサービサーへの業務委託により、平成 28 年度の収入未済額縮減目標額 20,584 千円に対して 3 月末時点で 22,797 千円縮減した。

・[交通信号機等損壊による損害賠償金]

一部現金納付や電話による納付指導により、平成 28 年度の収入未済額縮減目標額 440 千円に対して 3 月末時点で 422 千円縮減した。

《今後の課題》

これまで各債権管理担当課（室）において未然防止策の強化や債権管理・回収の強化等を図り収入未済額の縮減に努めてきたが、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等が存在する。そのような中、収入未済額縮減推進会議において各債権の取組状況（事例）の紹介や研修会の開催などを通じ、債権管理・回収の実務支援に努めているが、各債権の性質が異なり、限られた人員の中で対応しなければならないことから、統一的な取り組みは困難となっている。

各債権管理担当課（室）における取組を強化するほか、収入未済額縮減推進会議における役割は、一元的な進行管理や実務支援以外に、サービサー等への一括委託を検討するなどより一層の取組の推進が必要となってきた。

なお、生活保護扶助費返還金については、被保護世帯への適正な収入申告の指導を徹底し、時機を失することなく収入等を把握して返還金等が発生しないようにするとともに、定期的な訪問や電話等による催告を継続し、納入を促していく必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、収入未済の新規発生を抑制する取組を継続するとともに、各債権区分に応じた取組を推進する必要がある。また、債権管理システムや口座振替等の導入により、債権管理・回収の効率化を図る必要があるほか、悪質な滞納者等には、サービサーの活用や支払督促等、手法を替えて取り組む必要がある。

《平成 29 年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、改訂した「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、サービサー等への外部委託や強制徴収等の業務支援を行うこととしている。債権管理担当課（室）においては、債権管理マニュアルまたは行動計画を策定の上、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から催告等を行い、早期の債権回収に努める。

また、回収困難な案件には外部委託も含め法的措置を積極的に行い債権回収の強化を図るとともに、回収不能な債権については、適宜、債権放棄等により不納欠損処分を行っていく。

なお、生活保護扶助費返還金については、これまで実施している収入未済の解消に向けた取組、収入未済発生の抑制に向けた取組を継続するとともに、生活保護受給者個々の課題に応じた援助方針に沿った支援や就労支援など自立に向けた支援の取組も継続して実施することにより、収入未済の縮減に努めていく。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、対策会議や対策検討会を開催するほか、研修会の実施により職員のスキルアップを図るなど収入未済額の縮減に向けた取り組みを継続するとともに、ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援も継続して実施することにより、収入未済の縮減に努めていく。また、債権管理システムと口座振替の導入を進めていくほか、サービサー等による債権回収も行っていく。

事項名：（7）内部統制システムの取組について

意 見 の 内 容

東日本大震災からの復興の途上にある本県では、復旧・復興に向けた事務事業が著しく増大するとともに、県民のニーズが変化する中で、震災からの復興と同時に、人口減少や少子高齢化をはじめとするその他の県政の諸課題に対応することが求められている。このように、事務量が増大するとともに業務内容が高度化・複雑化する中で、限られた職員体制で県民からの負託に応えるための事務を執行していることから、業務上のリスク増大が懸念される。

その中であって、内部統制に取り組むことで、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、職員を業務上の様々なリスクから守るとともに、コンプライアンスや事務執行の有効性・効率性を確保していくことが不可欠であることから、近年の歳入歳出決算審査意見書では、内部統制システムを整備するよう強く要請してきた。

その結果、県においては、平成26年6月に定めた「宮城県内部統制基本方針」に基づき、全庁的に共通の事務である会計事務を手始めとして、平成27年7月から内部統制の取組が開始された。出納局による取組状況を確認するモニタリング調査（平成28年3月まで継続実施）によると、調査対象とした地方公所187公所の中で、所属独自の取組項目である所属オプションが設定されていた公所が25カ所(13.4%)、リスク回避実践チェックシートによるチェック以外に標語の掲示や職員会議の定期開催など、新たな取組が見られた公所が90カ所(48.1%)であったとしており、会計事務分野に関する制度の構築については一定の成果を挙げているものと評価するところである。

また、制度の運用に当たっては、組織全体で内部統制に取り組む姿勢の下で、職員一人ひとりが自ら考え、実践し、必要な改善を重ねるPDCAが重要であり、その過程を通じて、内部統制が効果を上げることを強く期待する。

さらに、内部統制は、職員個人に責任を押しつけるものでも業務量を増大させるものでもないという理解や、職員を業務上のリスクから守り、業務の円滑な推進に資するものであるという認識に立ち、会計事務にとどまらず、県の業務全般に内部統制の取組を広げ、県庁全体に内部統制がさらに確実に浸透していくことを強く要望する。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- ・平成27年7月から運用を開始し、平成28年6月には「年間評価」を実施の上、11月に「内部統制システム推進会議」を開催して取組状況等を報告した。（新規）
- ・平成28年12月末に実施した「中間評価」に基づき、29年3月には「内部統制システム推進会議」を開催して取組状況等を報告した。（継続）
- ・平成28年4月の人事異動に伴い、出納員や庶務担当者を対象とする会計事務研修会（2回）において、内部統制の取組について説明を行った。（継続）
- ・庁内イントラにポータルサイト「内部統制Navi」を平成27年7月に開設して、Q&Aや各種通知の掲載により運用支援を図った。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・平成27年度における会計事務指導の指摘件数が、前年度比で約5%（35件）減少し、これまでの増加傾向に歯止めがかかるとともに、約半数の所属において独自の取組を行うなど一定の成果が見られた。

《今後の課題》

- ・平成29年6月に「年間評価」を実施し、引き続き内部統制に関する意識の醸成を図っていく必要がある。

《平成29年度以降の取組》

- ・内部統制システムの一層の定着を図りながら、行動計画（会計事務編）のPDCAサイクルに基づく運用と、県業務全般への取組の拡大に向けた取組を検討するため、関係部局と連携しながら取組の推進を図ることとする。

事項名：(8) 人材の育成、キャリア形成について

意見の内容
<p>庁内の人材育成は、平成18年3月に策定された「みやぎ人財育成基本方針」により進められてきているが、近年ますます行政需要が複雑化・高度化し、また、県政の最重要課題である震災からの復旧・復興の業務が増大する中、職員一人ひとりの能力開発とキャリア形成がこれまで以上に必要となっている。</p> <p>本県においては、経験を積んだベテラン職員が大量に退職する一方で新規採用を抑制してきたが、震災後は復旧・復興事業に対応するために多くの新規職員を採用していることから、職員の年齢構成などを踏まえた研修などの人材育成策が重要になっている。</p> <p>「みやぎ人財育成基本方針」では、「創造性豊かで自律的に行動する職員」を育成するために、研修所研修や部局研修を行うとともに、各職場においてのOJTを推進するとしているが、業務量が増加し多忙な中、OJTがおろそかになることがないように、また、組織内で相談、助言や意見交換がスムーズに行なわれるよう、組織の風通しにも配慮し、将来の県政の担い手となる職員の育成に組織を挙げて対応されたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：総務部 人事課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>みやぎ人財育成基本方針に基づき、研修所研修の階層別研修におけるOJT関連講義の実施や管理監督者へのOJTマニュアルの周知等を行ったほか、平成28年度からは職場研修支援事業を新たに実施するなど、OJT（職場研修）の取組を推進している。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>【公務研修所研修（OJT関連講義）〔 〕はH28受講者数】</p> <p>主任主査研修（OJTマニュアルの概要、職場内コミュニケーション、リーダーシップ など）（継続）[103人]</p> <p>班長研修（OJTマニュアルの概要、ビジネスコーチングの基本的なスキル など）（継続）[138人]</p> <p>課長補佐（総括）級研修（職場のコミュニケーションの留意点 など）（継続）[101人]</p> <p>課長級研修（チームビルディングと部下指導 など）（継続）[65人]</p> <p>【東北自治研修所研修〔 〕はH28宮城県受講者数】</p> <p>OJT指導者養成研修（継続）[3人]</p> <p>【その他】</p> <p>職場研修支援事業（外部講師謝金等支援）（新規） [8所属 延べ442人受講（予定含む）]</p> <p>OJTマニュアルの配布（管理職へのメルマガにて周知）（継続）</p> <p>《今後の課題》</p> <p>いわゆる団塊世代の大量退職及び東日本大震災復旧・復興業務への対応のため、新規採用職員数が増加している一方、定員適正化の取組として、採用者数を抑制してきたことが影響し、年齢層の偏りが生じており、職員の今後の年齢構成等も踏まえると、若い世代からの部下指導等を通じたマネジメント能力の育成が必要となっている。</p> <p>《平成29年度以降の取組》</p> <p>みやぎ人財育成基本方針は、策定から10年が経過したことから、社会環境及び業務環境の変化や、東日本大震災の経験を本県の人財育成に反映させるため、昨年9月に改定したところである。人財育成の基本的な考え方は、「自ら学び、自ら育む」としており、組織がこれを支援するOJTを職員研修の中核と位置付け、OJT指導者の育成や職場内研修などをこれまでと同様に推進していくこととしている。また、昨年度から本格実施している新人事評価制度について、「職員と組織の協働による人財マネジメント」の中に位置付けて、その推進体制として、「職員の役割」「管理監督者の責務」「同僚職員の役割」「人事・研修担当部門の責務」を明記しており、OJTの具体性を明確にしている。震災復興業務等により業務量が増加している状況にはあるが、本方針に基づき、OJTの取組を推進しながら、職員一人一人の人財育成に引き続き努めていく。</p> <p>具体的には、一層のOJTの充実強化を図るため、階層別研修の体系等を見直し、これまでの入庁8年目研修に代えて「主査級研修」を実施することとし、早期からのマネジメント力強化を図るほか、主査級研修前後の一定期間内における選択制研修の受講を必修化した。</p> <p>さらに、新たに「宮城県メンター制度」を試行し、新規採用職員の指導役の職員を配置することで、震災後採用数が増加した新規採用職員の職場への円滑な適応促進及び学習的風土醸成を図るとともに、メンター役の職員自身の指導力向上を図ることとしている。</p>

事項名：(9) 県民等への説明と連携強化について

意 見 の 内 容
<p>事務事業の執行に当たっては、費用対効果を重視するとともに、より県民の視点に立った施策展開を図り、事業の成果についても、県民向けに一層の説明責任を果たされたい。</p> <p>また、業務遂行に当たっては、通常業務に加えて、膨大な復興関連業務を円滑に推進するために、全庁一体となった取組姿勢が重要となっている。このため、関係部局間、本庁・地方機関間における認識の共有を図り、連携を確保し、特に各地方機関間における連携を一層強化し、成功事例にとどまらず、失敗事例も含めた情報共有を図られたい。</p> <p>また、東日本大震災の被災者支援の取組などを契機に、社会的・公益的な活動を担うボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが一層広がりつつある。こうした流れを加速すべく、更なる連携強化にも努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に基づく施策や事業の成果等に係る評価について、外部有識者からなる審議会での審議などにより客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により、県民への説明責任の徹底に努めている（継続）。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>評価の結果は、次年度以降の施策展開に活用され、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表したほか、実施計画の改訂に反映させた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>復興の加速化とともに、創造的な復興を確固たるものとする取組と併せて、費用対効果も含め、県民ニーズに沿った施策展開を進めていく必要がある。</p> <p>《平成29年度以降の取組》</p> <p>今後とも、県の方針・取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすく公表するなど透明性を確保するとともに、施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努める。</p>
<p>【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>①各種団体を介して、復興に取り組む人材を地域内外から募り「復興応援隊」を結成し、地域が取り組む復興プロジェクトの推進を支援した（継続）。</p> <p>②被災地の復興のために活動しているNPO等民間団体の支援活動継続のための資金助成を行うとともに、被災地の空き家・既存施設を改修し、被災地域の振興と復興を推進・支援する事業への支援も行った（拡充）。</p> <p>③仮設住宅から災害公営住宅等への移行後において、自治組織等が主体的に取り組む地域コミュニティ再生活動を支援した（拡充）。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>①1市2町9地区に36名の「復興応援隊」を設置し、被災地域の復興プロジェクトを推進したことにより、地域の活性化や住民が率先して行うコミュニティづくり参画への意識の醸成等が図られた。</p> <p>②被災者支援等61件の幅広い事業に助成し、被災地域のまちづくりやコミュニティの形成、県外避難者への情報提供など被災地の復興や被災者の生活環境の改善を促進したほか、NPO等の育成・自立が図られた。</p> <p>③8市5町61件の自治会に補助金を交付し、3市13団体に5回アドバイザー派遣を行ったほか、3市1町52団体に5回のリーダー研修・交流会を開催し、コミュニティ再生を推進した。</p>

《今後の課題》

- ①県事業としての「復興応援隊設置事業」が平成28年度で終了し、市町事業（復興支援員）や地域の自主的な活動へと移行するが、「復興支援活動推進事業」や「みやぎ地域復興支援助成金」等で、引き続き県内の復興に関する取組を支援する必要がある。
- ②優良な活動や先進的な取組については、当該助成金が終了した後も持続可能なものとする必要があるため、活動資金獲得のための自助努力やビジネスマインドの醸成を促し、持続的な活動への移行を促進する必要がある。
- ③補助期間が3年と限られており、事業開始初年度から補助を受けている団体については平成29年度が最終年度となることから、補助終了後の自立的な運営を促す必要がある。

《平成29年度以降の取組》

- ①市町の復興支援員向けのアドバイザー派遣やスキルアップ研修のほか、活動報告会の開催を通じて隊員のキャリア形成等を支援する。
- ②各団体の取組と成果を対外的に発表する場を設けるなど、支援団体の活動に対する意識を高めるとともに、他団体の発表から得た気づきや学びを現場の実践につなげていく。
- ③平成29年度末までの災害公営住宅等の供給率は96%となっており、補助金の対象団体数が大幅に増加することが見込まれることから、非常勤職員を増員するなど本格化するコミュニティづくりを支援していく。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ・民間非営利活動（以下、NPO活動）促進施策に広く県民等の意見を反映させるため、宮城県民間非営利活動促進委員会（以下、促進委員会）に公募委員2名を選任している。（継続）
- ・補助事業の募集に係る説明会と併せて、昨年度改定を行った宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下、基本計画）の説明を県内各地で実施したほか、NPO促進施策全般において積極的に情報公開・情報発信し、県民等の理解と参加の促進、支援の拡大等に努めた。（前者：新規／後者：継続）
- ・「NPO等の絆力を活かした復興支援事業」及び「被災者支援総合交付金（心の復興事業）」の補助事業の実施に当たっては、より多くの被災者や地域住民等の参加や協力・連携が得られるように留意し、NPOに対する正しい理解と参加の促進、支援の拡大等に繋がるよう取組をPRする機会を設けた。（拡充）
- ・基本計画に掲げた基本方針「多様な主体とのパートナーシップの確立」を加速するため、NPOと企業との対話集会を開催した。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・「みやぎNPOプラザ」と地域の中間支援センターとの機能分担など、プラザのあり方について検討を進める時期にあるとの意見が促進委員会で示され、NPO活動を促進していく上での喫緊の検討課題として認識の共有が図られた。
- ・補助事業等の取組のPR、NPOと企業との対話集会を3回開催し、NPOの取組に対する理解醸成が図られ、基本計画に掲げられた基本方針「多様な主体とのパートナーシップの確立」が進展し、NPO活動が一層促進されるよう取り組んだ。

《今後の課題》

- ・本県内のNPOの多くは依然として運営基盤が脆弱であるなどの課題を抱えており、助成金、補助金等が減少する中、持続的な活動を支える取組が必要となっている。

《平成29年度以降の取組》

- ・多様化、複雑化する社会的課題に対応するため、県内NPO活動を支援する中核機能拠点としての「みやぎNPOプラザ」の機能について検討する。
- ・多様な主体とのパートナーシップの確立を進めるため、プロボノワーカー（※）によるNPO活動への支援を推進する。
※プロボノワーカー：自らの専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動を行う社会人や学生等

事項名：(10) 東日本大震災からの復旧・復興について

意見の内容

東日本大震災に係る復旧・復興事業については、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成 26 年度～ 29 年度）」に基づき、復旧にとどまらない抜本的な再構築、創造的な復興に向けた取組を推進するため、被災者の生活再建、産業の再生と雇用の場の確保、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備などを推進していくことが強く求められている。また、実施計画期間の折返点を過ぎたことから、進捗の遅れが見られる分野については、なお一層尽力する必要がある。

平成 28 年 3 月末の震災からの復旧・復興事業進捗状況では、被害の大きかった沿岸部では、公共土木施設については、1,502 箇所のうち約 97%に着手しており、そのうち約 79%が完成している。また、災害公営住宅について、整備計画戸数 15,919 戸のうち、約 84%の工事に着手しており、整備計画戸数のうち工事完了戸数は約 62%となっている。これらの事業に関しては、一部に課題はあるものの、全体としては概ね順調に進んでいるものと考えられる。

しかし、仮設住宅での避難生活を強いられている住民が、避難の長期化により心身の健康を損なわないよう、引き続ききめ細やかに対応していく必要がある。また、災害公営住宅への入居や防災集団移転などにより、新しい住まいに移った被災者が心身の健康を維持できるよう支援を継続するとともに、コミュニティの構築支援にも取り組まれない。さらに、時間の経過とともに、震災による PTSDや不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえ、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない支援の継続にも努められたい。

農地の復旧、漁港、漁場の回復などは概ね順調に進んでおり、その結果、沿岸部の農地面積や、主要魚市場における水揚量、水揚げ金額も回復傾向にある。しかしながら、水産加工業の労働力不足や、水産物の販路回復などの課題は解決していないことから、これら課題への対応を一層強化されたい。

復興計画の再生期は、平成 30 年度からの発展期を見据え、「創造的な復興」への着実な道筋を付けていく時期である。沿岸被災市町のまちづくりなどに対して支援を行い、地域産業の再生、雇用の確保、さらには人口減少の問題に対しても適切に対応されたい。

また、東日本大震災発生から 5 年が経過し、被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されることから、全国に向けて、復旧・復興に取り組む被災地の姿と被害の記録の情報発信を継続されたい。また、大震災の教訓が全国の防災・減災に生かされるような情報発信を行なわれたい。

対応の状況

【担当：総務部 危機対策課】

《取組内容》

東日本大震災の概要、応急・復旧対応、教訓を後世に記録として残すとともに、今後の防災対策に反映させるため、平成 27 年 3 月に記録誌「東日本大震災-宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証-」を発行し、都道府県、全国市町村、全国消防本部、自衛隊、海保、都道府県警察、国機関、指定公共機関等に広く配布している。(継続)

また、同記録誌を活用し、パネルを作成し、パネル展の開催や関係機関へのパネルの貸し出しを行うほか、出前講座や全国で開催されるフォーラム等に積極的に参加し、情報発信を行っている。(継続)

なお、同記録誌で取りまとめた 13 分野 46 の教訓を踏まえた、県、市町村、消防本部等の防災対策の取組状況についても、毎年とりまとめの上、県防災会議に報告するなど、情報発信を行っている。(継続)

《成果（取組結果）》

記録誌を活用した自衛隊等関係機関と連携したパネル展の開催、県内外へのパネルの貸出、出前講座の実施や震災対策技術展など外部機関実施のフォーラム等へ積極的に参加し、情報発信を行った。

《今後の課題》

東日本大震災の経験から得られた教訓については、今後も引き続き情報発信を行っていくとともに、併せて、各教訓を踏まえた県内各防災関係機関の防災対策の取組状況の把握と情報発信についても、継続して行っていく必要がある。

《平成 29 年度以降の取組》

東日本大震災で得られた教訓について、引き続き、パネル展や出前講座等を通じて積極的に、情報発信を行っていくこととし、平成 29 年度は世界防災フォーラムや防災推進国民大会 2017 が県内で開催されることから、その機会をとらえて広く情報発信に努める。また、同教訓を踏まえた、県、市町村、消防本部等の防災対策の取組状況について随時更新し、情報発信を行うことにより風化防止に努める。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

・東日本大震災からの復旧・復興については、被災市町とともに全力で取り組んだ結果、防災集団移転促進事業による宅地造成や災害公営住宅の建設など、生活再建に向けた基盤整備は着実に進展しており、将来を見据えた「創造的な復興」の取組も実を結んでいる。しかし、地域によっては復興の進捗に差が見られるため、それぞれの被災地の状況に応じた復旧・復興の取組を加速させている (継続)。

・また、宮城の将来ビジョンの実現や震災からの復興の「推進力」と位置付けている地方創生の取組についても、総合戦略を策定し、人口減少対策に取り組んでいるところである（継続）。

《成果（取組結果）》

・震災復興計画とともに本県の最上位計画となっている「宮城の将来ビジョン」の計画期間を震災復興計画の終期である平成32年度まで4年間延長し、併せて必要な見直しを行うとともに、将来ビジョンの実現や震災復興の達成に向けて重点的に取り組む「政策課題」を設定し、部局横断で検討を行った結果を宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の改定に反映した。

・また、人口減少に歯止めをかけるための地方創生の取組についても、経済基盤の強化や若い世代の結婚・子育て支援の充実に向けた施策に全庁で取り組んだ。

《今後の課題》

・災害公営住宅の建設や被災事業者の再建が進むことに伴って、地域コミュニティの再構築や失われた販路の回復といった課題への対応が必要となっている。
・また、今後の発展期に向けて、復興需要後を見据えた経済の活性化や震災によって拍車がかかった人口減少への対応が必要となっている。

《平成29年度以降の取組》

・今後とも、被災市町と力を合わせて復興まちづくりを加速させるとともに、きめ細かな被災者支援、さらには復興需要後を見据えた地域経済の活性化に全庁一丸となって取り組んでいく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】

《取組内容》

震災の記憶の風化防止のため、被災地以外の地域に向け、被災地の現状や復興の進捗等の復興関連情報を広く発信することで、長期的な支援への理解を得るとともに、被災地においては、避難生活が長期化する中、被災者が復興の歩みを実感できるよう情報提供に努め、復興に対する気運の維持・向上を図ることが必要となっていることから、平成28年度は、これまでの広報誌、冊子、ポスター等をリニューアルし、新たなコンセプトのもとで、積極的な広報展開を図るとともに、県庁18階の県政広報展示室内に開設した「東日本大震災復興情報コーナー」での情報発信を行っている。（継続）

また、宮城県震災復興計画における再生期の前半に当たる平成26・27年度の取組記録誌及び記録映像を作成している。（新規）

本県と青森県、岩手県、福島県と連携し、東京都内において復興フォーラムを開催することとしている。（継続）

《成果（取組結果）》

平成28年度は、「みやぎは「^{いま}現在」も「^{いま}現実」に立ち向かう。」のコンセプトのもと、復興状況の「今」を伝えていくため、広報紙「NOW I S.」（毎月1回、12,000部）を発行し、各都道府県、県内市町村、関係団体等260箇所への送付やメールマガジンにより約1,600箇所への案内をした。

ポスター（4種類各3サイズ、計52,000枚）を作成し、県内外自治体や関係団体あて送付したほか、包括連携協定締結企業や都営地下鉄などで掲出した。

県内の復興関連情報を集約して、発信するため、「みやぎ復興情報ポータルサイト」を開設し、運営しているほか、各種SNSを活用した情報発信も実施した。

各部局や市町村と連携し、再生期の前半（平成26～27年度）における復旧・復興の取組の記録の収集・整理を行い、取組記録誌及び記録映像を作成した。

平成29年3月3日に、「東日本大震災復興フォーラム in 東京」を、東京都の協力のもと、東京都内で開催した。

《今後の課題》

震災から6年が経過し、震災の記憶の風化がさらに進むことが懸念されることから、他都県と連携しながら、様々な機会や媒体を活用して、幅広い情報発信を行うとともに、東日本大震災の経験と教訓を継承していくため、取組の記録を適時に行っていく必要がある。

《平成29年度以降の取組》

平成28年度と同様、各種広報媒体を活用した情報発信に努めるとともに、「東日本大震災復興情報コーナー」における情報等の更新を行い、復興の進捗状況や県内各地の復興の取組について来庁者に情報提供を行う。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

○みやぎ心のケアセンターの運営（継続）

○仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）

○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）

○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続）

○県精神保健福祉センターにおけるひきこもり及び自死に関する相談支援等（継続）

○保健所のアルコール等の専門相談（継続）

《成果（取組結果）》

○みやぎ心のケアセンターの運営

専門職による住民支援（平成28年4月～平成29年3月分：対面相談 4,849件、電話相談 1,843件）、メンタルヘルス講演会・サロン活動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。

○仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助

訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（平成28年4月～平成29年3月分：対面相談 2,421件、電話相談 1,778件）等を実施した。

○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置

平成23年10月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。

○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施

精神科医療機関等3団体に委託し実施した。（平成28年4月～平成29年3月分：訪問 1,341件、電話相談 700件、個別支援会議 1,819件、関係機関調整 222件）

○県精神保健福祉センター内に平成27年6月から「宮城県自死予防情報センター」を開設するとともに、平成27年8月に「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」を開設し、自死及びひきこもりに関する相談支援体制を拡充した。

保健所においてもアルコールやひきこもりに関する専門相談を実施した。

《今後の課題》

生活再建が本格化する中で、被災者間の復興状況の格差の広がりや災害復興住宅等への入居による生活環境の変化の影響等により、様々な心の問題の増加が危惧される。また、災害公営住宅等の支援体制づくりなどの支援の移行に向けた取組が必要であり、引き続き状況の変化に応じた支援職員の育成や助言等の支援が必要である。

《平成29年度以降の取組》

震災による心の問題は長期にわたることから、心のケアセンターを中心として保健所や市町村、関係機関・団体とより一層の連携を図り、切れ目のない支援を継続していく。

【担当：保健福祉部 子育て支援課】

《取組内容》

平成28年4月から、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うため、大人と子ども双方の心のケアに精通した専門家が配置され、被災地の関係機関とのネットワークが確立されており、各地域に設置された活動拠点から支援要請に柔軟に手厚く対応できる機関である「みやぎ心のケアセンター」に子どもの心のケアに関する事業を委託した。（新規）

《成果（取組結果）》

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもやその保護者からの相談対応のほか、教育機関との連携として、幼稚園、小中学校等に児童精神科医等の専門職を派遣し、コンサルテーション等を行っている。

○平成28年4月～平成29年3月までの実績

- ・相談事業 延べ230件
- ・専門家派遣事業 234回
- ・研修事業 43回

《今後の課題》

平成29年4月には、被災した子どもが全て就学することから、教育機関との連携を強化するとともに、将来的に地域での支援が可能になるよう、支援者支援の充実が必要である。

《平成29年度以降の取組》

引き続き、みやぎ心のケアセンターに事業を委託し、教育機関との連携を強化するとともに、当該センターと子ども総合センターが地域の支援者の能力向上を目的とした研修等を実施していく。

【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】

《取組内容》

市町村との連携による合同企業訪問等を実施した。(継続)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」など、各種優遇制度を活用したものづくり産業の集積を図った。(継続)

《成果(取組結果)》

企業立地のためのインセンティブ(企業立地奨励金制度など)の説明や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた。

民間投資促進特区については、平成28年度末までに654社、838件の指定を行い、その投資見込額は約5,550億円に上っている。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、第6次公募までに178件、773億円の採択を受けた。

《今後の課題》

企業活動のグローバル化に伴い、海外に進出する企業が増加しており、生産拠点の海外シフトが続いている。一方で、世界経済の減速など環境の変化から、製造業の中には国内の生産拠点の重要性を認識し、活動の比重を国内強化へとシフトする企業が増加傾向にあり、国内自治体の誘致競争が激化している。このため、成長性が高く、地域経済の中核となる企業及びその関連企業等の戦略的な誘致を進める必要がある。

《平成29年度以降の取組》

産業再生支援については、市町村との連携が不可欠であることから、今後とも同様の取組みを継続していく。

【担当：経済商工観光部 雇用対策課】

《取組内容》

平成28年度は、緊急雇用創出事業全体で、3,060人の雇用創出を図ることとしている。

緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、震災等対応雇用支援事業により、県及び市町が直接雇用若しくは委託事業を実施し、1,060人の雇用創出を目標として実施している。

事業復興型雇用創出事業(継続)により、2,000人の安定的な雇用の創出を図る。

《成果(取組結果)》

緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、震災等対応雇用支援事業にて、738人の雇用数となっている。

事業復興型雇用創出事業においては、880人の安定的な雇用に創出したが、沿岸部において復興まちづくりに時間を要していることや、国が支給要件を厳しくしたことが影響し、目標を下回った。

《今後の課題》

緊急雇用創出事業のうち、震災等対応雇用支援事業については、平成28年度末までとなっているが、事業復興型雇用創出事業においては、沿岸部における復興まちづくりの進捗状況に沿った支援を行うとともに、支給要件の緩和を国に求めていく必要がある。

《平成29年度以降の取組》

事業復興型雇用創出事業においては、引き続き国に支給要件の緩和を働きかけるとともに、更に多くの企業が制度を活用して人材確保を行えるよう、支援を行っていく。

【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

○再生期間である平成 27 年から始めた夏の仙台・宮城観光キャンペーンを実施するほか、航空会社と連携した観光キャンペーンにより本県への観光客割合が低い中部以西からの誘客を促進する取組に努めるとともに、外国人観光客の回復に向けては、特に、台湾を最重点市場として、教育旅行の誘致や旅行博への出展などを展開しているほか、平成 28 年度には台北市内に現地サポートデスクを設置するなどし、国内外に向けて宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。(継続)

○被災地を訪れる(訪れたい)人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアー、教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行うセンターを設置・運営した。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。(継続)

《成果(取組結果)》

○平成 27 年の観光客入込数は 6,066 万人であり、震災前とほぼ同水準まで回復した。一方、外国人延べ宿泊者数は 16.1 万人であり、震災前とほぼ同水準まで回復したものの、全国的な伸び率と比較すると、未だ厳しい状況が続いている。

○「みやぎ観光復興支援センター」は平成 27 年度までに累計で 1,221 団体 44,114 人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成 27 年度までに 129 団体 14,341 人のマッチング実績を上げた。平成 27 年度からは両センターの運営体制を一本化しており、平成 28 年度はボランティアツアー 41 団体 1,006 人、教育旅行 31 団体 2,031 人のマッチングを行った。初回マッチング以降は、訪問希望者と受入先との直接調整が増加していることもあり、新規のマッチング件数は横ばいとなっている。

《今後の課題》

○風評の影響は根強く、特に韓国と香港からの回復が著しく遅れていることから、正確で的確な情報を粘り強く発信するほか、東北一体となって外国人観光客の回復に取り組む必要がある。

○震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきており、復興状況の情報を的確に収集・発信していくことが求められる。また、ボランティアツアーや教育旅行のマッチング件数が落ちてきた一方で、教育旅行に関してはニーズの内容が細分化・高度化し、よりきめ細かな対応が求められてきている。

《平成 29 年度以降の取組》

○最重点市場である台湾については、教育旅行の誘致に引き続き取り組むとともに、現地サポートデスクやメディアミックスによる情報発信を強力に実施し、更なる誘客を図ることとしている。また、最大の市場である中国からの誘客に向け、上海及び北京に現地サポートデスクを設置するとともに、現地における継続的な情報発信に取り組むこととしている。さらに、近年増加傾向にある欧米豪からの誘客に向けては、東北観光復興対策交付金を活用した情報発信や旅行商品造成に取り組むほか、東北の観光復興に向けて東北観光推進機構や東北各県と緊密に連携し、積極的に事業を展開していく。

そのほか、外国人観光客の利便性向上のため、宿泊施設や観光集客施設への無料公衆無線 LAN の設置や、案内看板や広報媒体の多言語化等にも取り組んでいく。

○平成 29 年度の事業規模は現状を維持しつつ、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応の充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。

【担当：農林水産部 農業振興課】

《取組内容》

○市町等と連携し、次の内容について実施した。

- ①平成24年9月28日に国から復興推進計画の認定を受けた民間投資促進特区（農業版）（通称：農業特区）について、新たな農業法人の設立や民間企業との連携による経営の大規模化、企業参入など、沿岸部における地域経済・社会の復興と雇用の創出につなげるため、県と津波被災を受けた11市町が連携し、農業特区制度の活用推進を図った。（継続）
- ②復興に向けたまちづくり・地域づくりのための復興整備事業について市町と共同で復興整備計画を作成し、東日本大震災復興特別区域法に基づく農地転用許可の特例措置の適用を受けた。（継続）
- ③被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）の事務手続については、関係市町や地方振興事務所と連携して進めたほか、新規事業の計画策定に当たっては、復興庁によるヒアリング等に合わせて各市町に対して個別に策定支援を行った。また、平成28年度以降も復興・創生期間として事業は継続されることとなったが、今後も沿岸部を中心に農地復旧の進捗に応じて本事業の実施が必要になると見込まれることから、必要な予算額が確保されるよう、引き続き国に要望した。（継続）
- ④全農業改良普及センター（農業普及組織）では、関係機関との連携のもと、「魅力ある農業・農村の再興」を最重点課題に位置付け、それぞれの地域の実情に応じ、震災からの復旧や生産再開等に向けた支援を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

- ①農業特区については、ホームページやパンフレットによるPRのほか、個別訪問による説明等を行った結果、平成29年3月時点で13事業者を指定している。（※うち1事業者は事業譲渡により、平成27年12月に指定解除）
- ②13市町において復興整備計画に基づく農地転用許可及び農業振興地域整備計画の変更に係るの特例措置を受けている。（平成29年1月末時点の累計241地区 約520ha）その他、松島・女川両町においても復興整備計画が作成されているが、現時点では農地転用計画がないことから許可の特例措置の適用対象とはなっていない。
- ③関係機関の担当者レベルによる一層の情報共有が図られ、事務手続の迅速化につながったほか、石巻市及び南三陸町からの事業計画の変更（農業用機械の追加）について要望どおり認められた。
- ④関係機関との連携のもと、9つの農業改良普及センターで合計24の「魅力ある農業・農村の再興」関連プロジェクトを課題化し、震災からの復旧に向けた支援活動にあたった。
 - （亙理管内）
 - ・被災地域に新たに設立された管内の3経営体に対し、経営の安定化に向け将来を見据えた経営方針の重要性や法人としての人材育成の必要性について意識醸成を行った結果、2経営体で人材確保育成方針が、1法人で将来の営農ビジョンが策定された。
 - ・地域特産物を使った6次産業化に向けた支援では、商品コンセプトの立案や企業連携による商品試作が行われ、いちごのジェラートやワイン、いちじくのゼリーや葉を使ったお茶など合計13種の加工品が商品化された。
 - （仙台管内）
 - ・水稲85ha 畑地15haの経営農地も持つ大規模土地利用型法人を対象に、労働力の分散化のため、水稲の省力化技術導入や園芸作物の導入（ねぎ・タマネギ）を支援した。特に園芸作物については、栽培技術のみならず、販路開拓や消費者向けPRについても支援を行い、井土ねぎフェアでは、14店舗が参加した。また、仙台井土ねぎ祭りでは昨年を上回る3,000人を超える来客があった。
 - ・地域農業の担い手として継続した活動を行うため平成27年1月に法人化された経営体を対象に、円滑な組織運営が営まれるよう民間専門家を派遣し就業規則等の整備を図った。また、復旧農地での水稲や大豆のほか、枝豆の栽培技術に対し支援を行なった。生産された枝豆は市場出荷の他、イベントで販売された。
 - （石巻管内）
 - ・震災後設立された15法人に対して、「経営支援高度化チーム」を設置し、JA等と連携を図りながら法人の持つ問題点の把握やそれに対するアドバイスを行い、必要に応じて専門家派遣を行うなど早期に経営を軌道に乗せるための支援を行った。
 - ・6次産業化を目指す法人に対して、平成27年度に引き続き、アグリビジネス事業の導入を支援し、自家生産農産物を原料とした新たな商品とパッケージの開発を支援した結果、新商品として販売が開始された。
 - ・海水流入の影響が大きい地域での復旧農地を対象に、農業農村整備部等と連携し「奥松島地域営農再開実証プロジェクト」に取り組み、水稲や大麦の試験栽培について支援を行った。
 - （本吉管内）
 - ・農地復旧工事は10地区で行われており、28年度は9工区78.1haが引き渡しされ復旧農地での栽培について支援を行った。これまで9地区で地権者組織が、10地区で担い手組織が設立されていたが、農地の利用調整や担い手組織の活動について支援を行った結果、担い手組織の内1組織が法人化された。
 - ・客土して復旧した農地の地力向上のため、土壌改良プログラムを作成し、水稲やねぎの実証ほを設置して、現地研修会やプロジェクトチーム会議、試験研究機関との現地調査を行い、土壌改良の普及を図った。また、ねぎの産地化を目指し、生産と合わせ南三陸ねぎの消費拡大に向け関係機関と連携しレシピコンテストを開催した。

《今後の課題》

- ①農業特区申請後に復旧・復興工事が進み、市町においては土地利用方針に変更が生じるなど、今後、農業特区の区域（復興産業集積区域）の変更が想定される。また、平成28年度税制改正大綱において、適用期限が5年延長（平成33年3月31日まで）されていることから、ホームページやパンフレットによるPR、個別訪問による説明等、一層の周知活動を行いながら、指定事業者の拡大に努める。
- ②農地転用許可及び農業振興地域整備計画の変更に係る特例措置の適用が迅速に受けられるよう、復興整備計画作成に際し、継続して市町と密接な連携を図る必要がある。特に今後作成・変更する計画については、復興整備計画の最終年度までに事業が完了できるよう配慮する必要がある。
- ③新規実施地区における事業計画策定支援を継続するとともに、今後は事業実施、計画変更、実績確認等の業務への比重が増えてくることから、関係市町等とはより一層連携・協力して取り組んでいく必要がある。
- ④営農再開した農業者や新たに設立された農業法人等に対して、営農計画の早期実現や組織の円滑な運営を図るため、栽培技術の向上による収量増加・品質向上と、雇用労働力の管理や資質向上についての経営の安定化に向けた支援が必要である。

《平成29年度以降の取組》

- ①事業者への農業特区に係る情報の周知徹底と指定に向けた申請の支援。また、関係市町及び復興局との連携を密にし、必要に応じて、農業特区の区域変更等について円滑な協議・申請を行う。
- ②復興整備事業に係る農地転用許可及び農業振興地域整備計画の変更に係る特例措置の適用を円滑に受けられるよう、引き続き市町と共同で変更又は新規掲載に係る復興整備計画を作成する。
- ③本事業の新規実施地区への計画策定支援、事業実施中又は実施済市町への支援・指導を引き続き行う。
- ④「魅力ある農業・農村の再興」関連課題を継続して最重点課題として取り組みを行い、新たな農業構造の再編等を図りながら復興から発展に向けた支援を強化する。

【担当：農林水産部 農産園芸環境課】

《取組内容》

- 東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組（継続）
【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】
- 農産物直売所等PR事業として、スタンプラリー、雑誌やフリーペーパー等のメディアを活用したPR、消費者バスツアーを実施（継続）
- 農産物直売所等における集客力や販売力の向上を目的とした専門家の派遣（継続）

《成果（取組結果）》

- 【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】
- 東日本大震災農業生産対策事業（国庫交付金）及び宮城県農業生産早期再興対策事業（国の交付金と併せた農業者の負担軽減措置）により、農業生産力の回復を図るための共同利用施設の復旧及び再編整備、営農再開へ向けた資機材導入を支援した。
- 東日本大震災農業生産対策事業（交付率1／2等）：

平成24年度	交付決定	91件、	2,634,791千円
平成25年度	交付決定	151件、	1,571,409千円
平成26年度	交付決定	76件、	1,267,272千円
平成27年度	交付決定	80件、	902,704千円
平成28年度	交付決定	40件、	933,741千円
- 宮城県農業生産早期再興対策事業（交付率1／4等）：

平成24年度	交付決定	64件、	664,250千円
平成25年度	交付決定	115件、	550,265千円
平成26年度	交付決定	42件、	252,490千円
平成27年度	交付決定	36件、	112,743千円
平成28年度	交付決定	16件、	213,786千円
- 【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】
- 農産物直売所等PR事業
 - ・スタンプラリー：消費者に複数の直売所等を周遊してもらうため、県内の直売所等139カ所が参加し、平成28年8月31日～12月9日の期間で実施し、8,280通の応募があった。
 - ・メディアを活用したPR：スタンプラリー期間中に、雑誌、フリーペーパーなどのメディアを活用した集中的なPRを行った。
 - ・消費者バスツアー：仙台都市圏の消費者を農産物直売所等に案内し、その魅力について再認識してもらうとともに、話題づくりにより集客を図った。
実施地域：9/29 栗原コース（31名） 10/27 蔵王コース（31名） 10/28 登米コース（31名）
11/23 丸森コース（31名） 11/29 大崎コース（31名） 1/14 亶理コース（31名）
- 専門家の派遣
 - ・10の農産物直売・農産加工組織に対し、販売戦略・商品開発・接客などについての延べ24回専門家を派遣し、課題解決を図った。

《今後の課題》

【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

- 農地復旧と併せた着実な施設復旧、再編整備、資機材の導入

農地復旧に伴い、継続的に営農再開へ向けた取組が必要となっている。特に、「放射性物質の吸収抑制対策」や「津波被災農地の生産性回復」といった事業メニューは、今後も長期にわたり事業要望が見込まれることから、継続的な支援を必要としている。

【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】

- 風評被害については、未だ完全に払拭されていない状況にあることから、平成28年度以降も継続した集客及びPR活動の実施が必要である。
- 農産物直売所等の集客力や販売力の向上に向けた知識及び技術の更なる習得が必要である。

《平成29年度以降の取組》

東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

- 震災復興計画において、再生期も継続的に対策を実施することとなっている。また、平成29年度以降も事業要望に併せ、十分かつ確実に事業実施できるよう国に要望していく。

【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】

- 農産物直売所等への集客を図るため、スタンプラリーやメディアを活用したPR、消費者バスツアーを継続して実施するとともに、地域団体が主体となったプロモーション活動を支援することで直売所等の魅力を広く発信する。
- 農産物直売・農産加工組織の商品力や販売力の向上を支援するため、継続して各組織が抱える課題の解決に必要な専門家を派遣する。

【担当：農林水産部 畜産課】

《取組内容》

- 畜産生産基盤の再生・発展に向けた取組（組替）

- (1) 市町村・関係団体等と連携し疲弊した畜産生産基盤の再生・発展のため、必要な家畜等の導入に対し支援を実施し、畜産生産基盤の回復を図るとともに、基盤拡充をしている。
- (2) 県内の生産基盤の強化・肉用牛の復興と経営の規模拡大を推進するため「好平茂」号等の本県基幹種雄牛産子の優良雌子牛の県内保留に対して支援を実施している。
- (3) 畜産生産基盤の強化のため地域畜産クラスター協議会が実施する担い手の育成・新たな生産方式の構築等の取組に対して支援を実施している。

※ 関連事業：(1) 東日本大震災農業生産対策事業(継続)

(2) みやぎの子牛生産基盤復興支援事業(組替新規)

(3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(新規)

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応(継続)

本県畜産物の安全・安心を確保するために、畜産物等の放射性物質の検査、粗飼料生産基盤(牧草地)の除染作業支援及び放射性物質で汚染された粗飼料等が処分されるまでの間一時保管等への支援を実施している。

また、畜産関連損害賠償が円滑に進むように、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会に対して、各種資料等の提供を行ったほか、一部品目については、東京電力と直接交渉等を実施し生産者への支援を実施する。

※関連事業：給与自粛牧草等処理円滑化事業・放射性物質影響調査事業・肉用牛出荷円滑化推進事業・草地土壌放射性物質低減対策事業

《成果（取組結果）》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取組
生産基盤の回復に係る以下のとおり、家畜導入等を実施。
 - ・家畜及び受精卵の導入計画 家畜導入頭数－ 261 頭，受精卵導入個数－ 408 個
 - ・畜産クラスター協議会関連事業 畜舎等整備 7 棟，繁殖雌牛導入 110 頭 他
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
 - ・放射性物質検査状況 肉用牛 （牛肉 25,104 頭，生体 4,116 頭）
(H29.3.31 現在) 原乳 （5 集乳施設 125 検体）
粗飼料等 （牧草 1,028 検体）
 - ・汚染稲わら一時保管施設等管理 48 施設
 - ・損害賠償支払状況 請求額 約 310.7 億円 支払総額 299.3 億円 （支払率 96.3 %）
(H29.3.31 現在)

《今後の課題》

- 畜産生産基盤の再生・発展に向けた取組
畜産生産基盤を継続的に維持するための担い手の育成を進めることが急務である。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
東電事故に対する畜産関連の損害賠償請求については、平成 26 年度までは、各種課題にある賠償金の支払いが遅延が継続していたが、平成 26 年度後半から支払い率が向上し、現在は、大きな課題はない状況である。今後も、継続して支援を実施していく。
牧草地の除染については、対応がほぼ終了している状況であるが、今後は、除染後の牧草地の適切な肥培管理等の維持管理に努め、牧草への放射性セシウムの移行を最小限とする対応への指導を実施していく。

《平成 29 年度以降の取組》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取組
県内畜産経営体に対して再生・発展の取組に対して継続して支援を実施していく。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
畜産物の安全・安心を確保するための種々取組を継続し、実施していく。

【担当：農林水産部 農村振興課】

《取組内容》

東日本大震災からの復興・再生を図るため、地盤沈下等の被害を受けた津波被災地域とその周辺地域の一体的な整備に向けて農地、農業用施設の総合的な整備を進めているが、震災の広域的な地盤沈下に伴い農業用排水施設の維持管理等に係る増経費が発生することから、これらの低減対策として太陽光発電施設を導入するとともに、新たな時代の農業・農村モデルの構築を目指し、効率的な施設管理の実現を図る用排水機場等の遠隔監視・操作集中管理システムを整備するための事業計画をとりまとめた。(継続)

《成果（取組結果）》

農村地域復興再生基盤総合整備事業の新規採択は、平成 27 年度が終期とされており限られた時間での業務となったが、農地防災事業の 2 地区（手樽，赤井堀），遠隔監視・操作集中管理システム整備の 1 地区（仙台東地区），太陽光発電施設整備の 3 地区（岩沼藤首根，亘理・山元第 2，石巻第 2），遠隔監視・操作集中管理システム及び太陽光発電施設整備の 1 地区（東松島地区）を、半年から 1 年の期間で事業実施計画を策定し採択申請できたことから、計画した全ての地区が採択され工事着手が可能となった。

《今後の課題》

計画を樹立し事業採択された各地区において、農村整備課が整備工事等を実施中であり1日でも早く工事が完了され、早期の事業効果の発現が必要である。

《平成29年度以降の取組》

農業・農村の復興・再生に係る事業計画策定事業は、平成27年度までに全て完了した。

【担当：農林水産部 農村整備課・農地復興推進室】

《取組内容》

東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農地海岸保全施設等について復旧工事を行い、早期営農再開を図る。特に被害の甚大な地区については、復興交付金を活用した農地の再編整備や排水機場等の整備を行い、地域農業の復興を図る（継続）。

《成果（取組結果）》

被災した約13,000haの農地の復旧・除塩対策は、平成29年3月末現在で、ほぼ目標どおりの12,895ha（約99%）に着手し、そのうち12,489ha（約96%）で作付けが可能となり営農再開が図られたほか、排水機場、農地海岸においても計画どおりの事業進捗が図られた。

復興交付金を活用した農地整備事業等については、平成29年3月末現在で、4,837ha（約92%）の区画整理工事に着手し、農家に引き渡した面積は、4,406ha（約83%）となっており、事業の進捗が図られている。

また、「新たな標準区画（2ha）」における労働時間・コスト低減効果を定量的に把握し、一定の効果が実証されていることを確認したほか、換地制度を活用した土地利用の整序化では、5市4町の11地区の約178haの非農用地について新たな土地利用計画の策定を進めている。

《今後の課題》

復旧・復興を確実に進めるためには、地区ごとの詳細な工程管理と適正な予算管理の遂行と合わせ、今後も継続的な人的支援が必要不可欠である。

東日本大震災後、新たに農地整備事業等に取り組んだ地区における土地利用の整序化では、市町の復興まちづくり計画と密接な関係があることから、関係機関との連携を図りながら着実な進展を図っていく必要がある。

《平成29年度以降の取組》

引き続き農地・農業用施設等の復旧復興ロードマップに基づき、災害復旧事業や復興交付金を活用した農地整備事業の推進を図る。また、「新たな標準区画（2ha）」の導入や大規模畑地の整備など競争力ある経営体を育成するための基盤整備を積極的に進めるとともに、土地利用の整序化により市町の復興まちづくりの実現に寄与していく。

【担当：農林水産部 林業振興課】

《取組内容》

- ① 林業・木材産業の創造的復興の実現に向け、木材の生産・加工・流通体制の整備や、森林所有者等が行う間伐実施への支援を行い、県産材の安定供給や流通拡大を図った。（継続）
- ② 県産材を使用した住宅や民間施設等の整備への支援、CLT（直交集成板）等を活用した新たな木材需要拡大の取組推進、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援を行い、県産材の利用拡大を図った。（継続）
- ③ 福島第一原子力発電所事故に伴い出荷制限が課せられている「原木しいたけ（露地栽培）」や「たけのこ」の制限解除に向け、栽培管理方法の技術的支援を行ったほか、安全な原木確保への支援を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

- ① 木材の生産加工流通体制の推進のための基盤整備として、プロセッサやフォワーダ等の高性能林業機械（7台）、製材機等の木材加工施設（4施設）等の整備を支援したほか、林内路網の整備や間伐等の実施を推進し、県産材の供給体制の強化が図られた。
- ② 県産材を使用した住宅の新築支援（694棟）や、民間施設の木造化（2棟）・内装木質化（2件）への支援を通じて県産材製品の普及が図られた。また、平成28年2月に発足した「宮城県CLT等普及推進協議会」による勉強会（2回）や県産CLTを使用したモデル施工（1棟）への支援のほか、木質バイオマスの利用推進に向けた未利用間伐材等の搬出・運搬（11事業体、9,669㎡）、木質バイオマスボイラーの導入（1事業体、1基）等を通じて、県内における新たな木材需要の創出が図られた。
- ③ 原木しいたけ（露地栽培）については、5市4町1村の生産者のうち、県の栽培管理基準に基づき生産・管理された生産者30名の出荷制限が解除されたほか、たけのこについては、白石市の全域、栗原市及び丸森町の一部の地区の出荷制限が解除された（H29.4.10現在）。

《今後の課題》

- ① 林業の創造的復興の実現に向けては、施業の集約化等により木材生産の低コスト化をさらに進めることが必要であるが、所有者や境界が不明な森林も見られることから、所有者の特定と境界の明確化が課題となっている。
- ② 復興需要に代わる新たな木材需要拡大策として期待される県産CLTの普及や製造コストの縮減に向け、CLT建築物のモデル施工を重ねる必要がある。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、放射性物質の付着等により利用が低調となっている広葉樹資源の活用を推進する必要がある。
- ③ 原木しいたけの出荷制限解除の要件となる「栽培管理」の取組をさらに普及するとともに、安全な原木等の調達を進める必要がある。

《平成 29 年度以降の取組》

- ① 木材の生産・加工・流通のための施設等の整備や森林施業の集約化に向けた支援を継続するとともに、森林の所有者特定と境界明確化に向け、所有者や所在等に関する情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備を支援する。
- ② 県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した住宅整備等への支援を継続するほか、CLT活用建築の普及に向け、老朽化した林業技術総合センターのCLTを活用した木造施設への更新、宮城県CLT等普及推進協議会が実施する技術者育成や技術開発に対する支援、市町村や民間事業者等が実施するCLT等を用いたモデル施設の建設費の支援を実施する。また、木質バイオマスの利用促進を図るため、未利用間伐材の搬出や木質バイオマス燃料利用施設の整備を支援するほか、新たに広葉樹資源の搬出支援を行う。
- ③ 出荷前の放射性物質検査を徹底し、安全・安心な特用林産物の供給に努めるとともに、栽培管理の取組を推進する。また、生産者が生産再開から販売まで安心して経営再開等に取り組めるよう、県外からの原木等の購入支援や、県内原木林の再生に向けた実証試験を継続する。

【担当：農林水産部 水産業振興課】

《取組内容》

- 水産加工業の労働力不足に関する取組
遠隔地にある仮設住宅等から円滑に従業員を確保するための通勤手段の確保、従業員宿舍の整備について支援（継続）
- 水産物の販路回復に関する取組
県産水産物の消費拡大のためのPRや情報発信、販路回復のための商談会・展示会の開催、組合等の個別の取組を支援（継続）

《成果（取組結果）》

- 水産加工業の労働力不足に関する取組
 - ・通勤手段確保に対する補助：水産業協同組合等が行う従業員送迎事業に対する補助（3団体 2,959千円）
 - ・宿舍整備に対する補助：従業員宿舍の修繕・整備に対する補助（21事業者 339,269千円、入居定員 343人）
- 水産物の販路回復に関する取組
 - ・県産水産物の需要拡大のためのPRや情報発信（イベントやメディアを活用したみやぎ水産の日や首都圏PRの実施）
 - ・商談会・展示会の開催（9月仙台 58社参加、9月名古屋 18社参加、2月大阪 8社参加）
 - ・補助金による取組支援都市活補助金（18件約 7,000千円）、販路共創化補助金（8件約 22,000千円）

《今後の課題》

- 水産加工施設等は復旧しつつあるが、従業員不足により生産能力の向上が課題となっていることから、引き続き労働力確保の支援が必要である。
- 水産物の販路回復については、まだ回復途上であり、引き続き積極的に需要拡大に取り組むとともに、商談機会の提供や組合等の取組に対する継続的な支援が必要である。

《平成 29 年度以降の取組》

- 沿岸市町等関係機関と連携の上、労働力確保に対する支援を行う。
- 販路回復に向けたPR・情報発信や企業・組合等への支援を行う。

【担当：土木部 都市計画課】

《取組内容》

市町と共同で復興整備計画を策定する。(継続)

《成果(取組結果)》

14市町で復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計449の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。(H29.4.5公表まで)

《今後の課題》

事業段階に応じて、農地転用許可や開発許可等の追加の特例を得るために復興整備計画の変更が必要となる。

《平成29年度以降の取組》

平成29年度においても、復興整備協議会は1か月に1回程度、関連する都市計画審議会は2か月に1回程度開催することとする。

【担当：土木部 復興まちづくり推進室】

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題などに対し、技術的な指導や支援を行うとともに、市町職員を対象とした勉強会を実施するなど、課題の解決を図った。(継続) また、被災者が復興に関する情報を、身近で入手できるような取組を行ったほか、復興まちづくりパネル展や出前講座などにより、積極的な復興状況の情報発信に努めた。(継続)

《成果(取組結果)》

- ・被災市町の復興予算の確保のため、復興庁が行う被災市町へのヒアリングに助言のため同席した。
- ・被災市町の課題解決に向けて情報共有を図るため、被災市町訪問ヒアリング及び4月と12月に県庁において勉強会を実施した。
- ・移転元地や新たな造成地に産業・商業を誘導するため、復興まちづくりの整備状況や誘致対象地区を紹介するパンフレットを作成し、企業へ配布した。
- ・県内及び東京都庁などにおいて、被災市町と連携した「復興まちづくりパネル展」や、東洋大学などにおいて、復興状況やまちづくりについて出前講座や講演を実施することにより、復興状況などの情報発信を行った。

《今後の課題》

震災から5年が経過し、復興まちづくり事業の概成、宅地や災害公営住宅の引き渡しが進んでいるものの、まちづくりの中心となる産業用地や商業用地などへの企業誘致や、被災者の意向変化による事業計画の見直しなどがあげられる。

また、引き続き復興予算の確保、人的支援などの継続のほか、復興まちづくり事業の完成に向けて生じる各種手続きに対する支援が課題となっている。

《平成29年度以降の取組》

引き続き、市町の復興まちづくり支援を継続するとともに、震災の風化防止や、震災教訓を次の大災害に生かすため、積極的な情報提供に努める。

【担当：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置(継続)
 - ・県内全公立中学校(仙台市を除く)にスクールカウンセラーを配置、全市町村(仙台市を除く)に広域カウンセラーを配置し、域内小学校に派遣
 - ・教育事務所専門カウンセラーの配置(継続)
- 心のケアに係る研修会等の実施(継続)
 - ・心のケアに係る研修会、ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用(継続)
- 学校教育活動復旧支援員の配置(継続)
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置(拡充)
- 「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の設置(新規)
- 補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施(新規)
- 不登校問題等の実態や施策について、保健福祉部との間で諸会議等での情報共有(継続)

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校にスクールカウンセラーを配置（仙台市を除く 139 校，年間 42 回程度），全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し，域内小学校に派遣（全 262 校，年間 20 回程度）した。また，市町村教育委員会や学校の要望により，配置・派遣をした。
- 各教育事務所に 1～2 名の専門カウンセラーを配置し，年間 70 回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに，教員・保護者等への相談を実施
- 心のケアに係る研修会等の実施（9 回）
- 心のケアに係る外部人材の活用（3 回）
- 被災した児童生徒の心のケア，教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため市町村に対し，学校の教育活動を支援する支援員（20 名）を配置した。（石巻市，塩竈市，大崎市，大河原町，松島町，七ヶ浜町，女川町，南三陸町）
- 28 市町村に延べ 49 名のスクールソーシャルワーカーを配置し，支援を行った。
- 教育庁内に「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び東部教育事務所に「児童生徒の心のサポート班」を新設。児童生徒や保護者への対応と併せて教職員への助言や学校の課題を解決するための相談窓口と訪問機能を持った，学校を外から支える組織体制を構築し，保健福祉部をはじめとした関係機関との連携を強化しながら取り組んでいる。
- 東日本大震災に起因する心の問題や不登校，いじめなど，学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備に対する補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を 8 市町に対して実施した。（石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，大河原町，七ヶ浜町，美里町，南三陸町）
- 不登校問題等の実態や施策について，子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において，保健福祉部との情報共有を行った。

《今後の課題》

- 震災から 6 年が経過したものの，今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要があることから，長期的な視点に立ち，発達段階に応じた取組を継続して行っていくとともに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほかに，保健福祉担当部局等の関係機関との密接な連携による取組の一層の充実が必要となっている。
- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保が課題となっている。

《平成 29 年度以降の取組》

- これまでの取組を継続していく一方で，被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため，新たに設置した相談窓口と訪問機能を一体的に対応する組織体制「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」機能の充実を図り，保健福祉部をはじめとした関係機関との連携を強化し，取り組んでいくこととしている。
- また，「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施市町村の拡充を図るとともに，当該事業を活用し，様々な課題により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援の取組を支援していく。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 県立高等学校へのスクールカウンセラーの配置（継続）
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置（拡充）
- 不登校・発達支援相談室（総合教育センター内）の開設，24 時間子供 SOS ダイアル（24 時間いじめ相談ダイアル）の開設（継続）
- 学力状況調査の実施（高校 1・2 年生を対象。学校生活全般や心の有り様に関する質問項目により，震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態等についての推移の把握。）（継続）
- 東日本大震災による被災生徒が本県の公立高等学校入学者選抜の受験を希望する場合は「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」を定め弾力的に対応している。（継続）

《成果（取組結果）》

- 全県立高等学校（73校）へのスクールカウンセラーの通常配置に加え、被災地域の高校への特別配置（6校）
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を16校（H27）から23校へ拡充。また、配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる仕組みとしている。生徒が抱える生徒指導に関わる問題解決のために、社会福祉の観点から、家庭や行政、福祉関係施設等の学校外の機関と連携して、生徒を取り巻く環境を調整するスクールソーシャルワーカーのニーズは高まってきている。
- 不登校・発達支援相談室において来所相談や電話相談を実施。業者委託により時間外のいじめ電話相談に対応。
- 学力状況調査結果から、震災後の心と体の安定について地域による大きな差は見られず、また、前年度に比べて安定した生活を送るようになってきている。

	1年	2年
毎日同じくらいの時刻に就寝している	79.3% (79.7%)	78.0% (79.4%)
体調はよい	85.1% (85.9%)	84.9% (85.1%)
食欲はある	93.6% (93.9%)	93.4% (93.4%)
学校生活に充実感や満足感がある	79.1% (80.1%)	74.0% (75.1%)
集中して勉強ができています	58.5% (58.2%)	53.7% (53.2%)

（ ）内はH27

- 平成28年度入学者選抜における「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」による出願者は29名（H27：24名）であった。

《今後の課題》

- 有資格者の確保が難しくなっており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び電話相談員等の確保が課題となっている。
- 震災から6年が経過したものの、今後も生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要がある状況が続いていることから、長期的な視点に立ち、現在の取組を今後も継続していく必要がある。

《平成29年度以降の取組》

- 臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会等の関係団体の連携をさらに図りながら、現在の取組を継続する予定。

【担当：教育庁 生涯学習課】

《取組内容》

- 国の委託事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を活用し、「協働教育プラットフォーム事業・放課後子ども教室推進事業」を実施し、地域住民の参画を得て、家庭・地域の教育力の向上や活性化を図るとともに、地域全体で子どもを育てる環境の整備を図った。（継続）
- 「協働教育プラットフォーム事業」は30市町村、「放課後子ども教室推進事業」は20市町村65教室で実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

- 県内各地域において、多様な地域住民や団体が活動に参画することにより、安心して安全な子供たちの居場所づくりと体験活動や地域住民との交流活動の充実が図られた。
- 子供たちの学びを核とした地域住民のネットワークが構築されるとともに、コミュニティ再生へのきっかけづくりにつながった。

《今後の課題》

- 各実施市町村においては、活動に関わる地域住民の高齢化、固定化が課題となっている。
- 継続的・安定的な事業の推進に当たっては、地域と学校をつなぐ組織体制とコーディネート機能の更なる強化が必要である。

《平成29年度以降の取組》

- 「協働教育プラットフォーム事業」と「放課後子ども教室推進事業」を「地域学校協働活動推進事業」として一体化し、活動に関わる地域住民の交流を活性化させるとともに、地域と学校の双方に連携・調整を図る窓口の設置を各市町村に働き掛けることで、組織体制とコーディネート機能の強化を図る。

事項名：(11) 男女共同参画社会の推進について

	意見の内容	
	<p>平成23年3月に策定された「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度～28年度）に掲げる、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組姿勢を示す代表的な指標である審議会等委員における女性の割合については、平成28年度までに40%とすることを目標としているが、平成28年4月1日現在においても37.2%、対前年比1.7ポイントの増にとどまっている。これまでも、監査及び決算審査において全庁一体となった取組を求めてきたが、計画期間の最終年度における目標値の達成は厳しいと言わざるを得ない。</p> <p>このため、最終年度である平成28年度においては今までより一層の努力を行い、女性の登用が進んでいる分野の審議会等においては、40%超えの更なる登用を目指すとともに、その他の審議会等においても委員の団体推薦の依頼方法を工夫するなどして、全庁を挙げて目標達成に注力するよう引き続き強く要望する。</p> <p>また、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、企業、国、地方公共団体などに対して女性登用の数値目標などを含めた行動計画の策定・公表が義務付けられたことを受け、知事部局、教育庁、警察本部がそれぞれ現状を踏まえた特定事業主行動計画を策定し、具体的目標を定めたところである。今後これらの計画に基づいた取組を積極的に進めたい。</p> <p>今後、働く女性の活躍の場を広げていくためには、男女ともに仕事と育児や介護を両立できる職場環境の整備と男性の家事・育児・介護などへの積極的な参画を当然とするような、男女の意識改革が重要である。このため、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く浸透させる必要がある。</p> <p>本県職員においても、男性職員の育児休業の取得率は、まだ低い割合に止まっていることから、組織を挙げて休暇を取得ししやすい環境整備や職員の意識改革に積極的に取り組み、その実績を通して、県民への「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の浸透に貢献されたい。</p> <p>さらに、現在策定作業が進められている「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」において、男女共同参画施策の充実・強化を図られたい。</p>	
	対応状況	
<p>【担当：総務部 人事課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「第3期宮城県特定事業主行動計画」を策定し、職員が子育てを含む家庭生活と仕事を両立できる環境づくりに取り組んできた。(継続) ・さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、地方公共団体に対して、特定事業主行動計画の策定が義務付けされた。(新規) ・二つの法律には、それぞれ目的があるが、これまでの働き方を見直して仕事と家庭生活の両立を目指すことは共通するものであることから、一体的な計画として効果的に推進していくため、第3期宮城県特定事業主行動計画を「次世代育成支援対策推進編」に再編（内容修正無）し、「女性活躍推進編」を加えた新たな計画を平成28年3月に策定した。(新規) ・新たに管理監督者となった職員を対象とした研修の開催や、管理者向けのメールマガジンにより意識付けを行った。 <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に掲げる「採用試験受験者の女性割合の増加」の取組として、平成28年度の職員採用試験説明会における女性を対象としたブース設置や採用試験会場として新たに大阪会場を追加した。 ・「管理職及び各役職段階における女性割合の増加」の取組として、平成28年4月の人事異動で本庁課長級以上の女性職員数は過去最高の46人となり、本庁課長級以上に占める女性職員の割合は7.2%（前年6.1%）となった。また、育児休業職員への支援として、育休代替任期付職員の募集を開始するとともに、新たに実施したeラーニング研修の活用を推奨した。 ・「時間外勤務の縮減」の取組として、東日本大震災以降休止していた毎週水曜日の定時退庁日の庁内放送を再開するとともに、所属・班単位で他の曜日に定時退庁日を変更するなどの弾力的な運用を行った。 ・「男性職員の育児」については、これまでの取組の成果が表れてきており、平成27年度は69人の対象者のうち10人が育児休業を取得しており、取得率は過去最高の14.5%（前年6.9%）となった。平成28年度についても平成29年3月末時点で12人が育児休業を取得している。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月11日に「女性職員のための未来創造ワークショップ」を開催し、女性職員のキャリアアップに対する考えや意見等を把握したので、計画に掲げる「(仮称)女性職員キャリア支援研修」の研修内容等を検討していく必要がある。 ・また、時間外勤務については、震災復興業務がピークを迎えている中で増加傾向にあることから、なお一層の時間外勤務縮減策を検討していく必要がある。 <p>《平成29年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の取組を着実に実施するとともに、副知事を委員長とする「宮城県特定事業主行動計画策定・推進委員会」において進行管理や現行制度の改善を図りながら、目標達成に向けて取り組んでいく。また、県の取組状況については、県ホームページに掲載するなど、一般事業主への波及に繋がるよう努めていく。 ・「女性職員キャリア支援講座」について、研修内容を具体化した上で実施する。 ・時間外勤務の縮減については、組織全体で働き方の振り返りと職員の意識改革を進めるとともに、1人1月あたり時間数の目標値の設定など、復興の進捗に合わせた縮減策を順次実施していく。 		

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ・宮城県男女共同参画施策推進本部会議を2回開催し、本部長（知事）から、女性委員の更なる登用推進について、各部署長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示をした。（拡充）
- ・男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部署主管課長会議を2回開催。会議では審議会等への女性委員の登用状況に関する進捗状況等を議題とし、環境生活部長から各部署に対し目標達成に向け更なる努力をするよう指示を行った。（拡充）
- ・「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を平成28年6月に開催し、新たに作成した「審議会等への女性委員登用推進マニュアル」を活用した「実施計画」の着実な実施や「宮城県女性人材リスト」の活用等について、周知・徹底を図った。（拡充）
- ・男女共同参画推進のためのシンポジウム等を実施し、職員のみならず広く県民への「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」等の普及啓発事業を行った。（継続）
- ・「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定のため、審議会で審議を行うとともに、中間案についてパブリックコメントを行った。審議等を踏まえ、第3次計画には、震災からの復興・防災における男女共同参画の実現を始め特定事業主行動計画の推進や性的マイノリティへの配慮等、現状を踏まえ新たな項目を設け、拡充を図った。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・女性委員の登用率については、毎年度4月1日時点で調査を行うため、現時点では今年度の成果を数値に示すことはできないが、様々な機会を通じて計画の着実な実施について周知・徹底を図ったことにより、登用推進について全庁で一層の浸透が図られた。
- ・平成29年度から平成32年度までを計画期間とした「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定した。この計画は、「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」としても位置づけた。

《今後の課題》

- ・宮城県男女共同参画基本計画（第3次）に掲げる新たな目標値「女性委員の割合45%」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性の発掘を図る必要がある。
- ・県が率先して「推進計画」を策定したが、市町村においてはまだ策定していない市町村もあり、男女共同参画基本計画とともに、より一層市町村の策定を促していく必要がある。

《平成29年度以降の取組》

- ・年度当初に「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を開催し、「県の審議会等への女性委員の登用に関する実施計画」（以下「実施計画」と記載）の実施状況と委員選任の事前協議の方法等について確認し、情報共有を図る。（継続）
- ・実施計画は平成28年度で終了するため、平成29年度当初の状況を踏まえ、新たな実施計画を策定するとともに、「実施計画」に基づき、計画的に審議会等委員の選任を実施する。同年度からの計画である「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」と合わせ、目標達成のための事業を遂行する。（継続）
- ・平成27年度に県内の経済団体や各種団体等とともに設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」参加団体等に対し審議会等委員の女性の適任者の積極的な推薦と「宮城県女性人材リスト」に登載する女性の推薦を依頼した。（拡充）
- ・平成29年度から平成32年度までを計画期間とした「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」において、新たな目標を設定したことから、目標を達成できるよう各種施策を総合的に推進していく。（継続）

事項名：(12) 再生可能エネルギーへの取組について

意 見 の 内 容

本県では、震災時の電気・ガス・水道などライフラインの途絶、ガソリンなどの供給が滞ったこと、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験などから生活に必要なエネルギー確保に対する県民の意識が向上したことにより、再生可能エネルギーが従来に比べ注目を浴びている。これを受けて、現在庁内の各担当部局においては、燃料電池自動車とスマート水素ステーションの導入、木質バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電などについて、実証実験や普及・実用化のための事業に着手している。

本県においては、これまでのところ太陽光発電の導入が進んでいるが、今後、洋上風力発電なども含めた、他の再生可能エネルギーの導入に向けた取組の推進にも努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：環境生活部 再生可能エネルギー室】

《取組内容》

○県内沿岸地域への風力発電導入の利点や課題について、県内風況特性のほか、新たな産業創出や漁業協調などを含めた様々な角度から整理し、導入に向けた気運の醸成及び課題解決のための環境整備を図るため、平成28年9月9日に関係行政機関や海域利用者、大学研究機関などによる「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」を設置した。(新規)

《成果（取組結果）》

○第2回研究会（平成28年11月25日開催）において、導入可能性調査候補として沿岸域11エリアを提示し、研究会委員や発電事業者等へのアンケート調査を実施した。

○アンケート調査結果をもとに、関係市町及び関連団体と調整の上、第3回研究会（平成29年3月24日開催）において、導入可能性調査2エリアを選定し、風況観測に向けた準備を行っている。

《今後の課題》

○風況観測と並行し、当該エリアでの事業化の可能性を探るため、地域協議会等の設置に向けて、エリア関係者（関連行政機関、地元自治体、地域自治会、地域漁協や水域利用者等）の理解・協力を得ること。

《平成29年度以降の取組》

○選定した2エリアでの風況観測を通年でを行い、エリア関係者（関連行政機関、地元自治体、地域自治会、地域漁協や水域利用者等）による地域協議会等の設置に向けた準備を行う。

○研究会を年2回程度開催し、県内における沿岸域風力発電導入の方向性や地域振興策についての取りまとめを行う。

○なお、平成29年度は「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本計画」の中間点検年に当たることから、本県の地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進する観点からも有識者等の御意見をいただきながら、計画の見直しを進めるとともに、新たな再生可能エネルギー源の検討・探査等を推進していく。

